

令和6年12月 北九州市議会定例会の概要

1 会 期

令和6年12月3日（火）～12月11日（水） [9日間]

2 議 案

議案第146号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第147号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について

議案第204号 指定管理者の指定について（北九州市立八幡図書館）

議案第205号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

3 会派質疑・一般質問

日程：令和6年12月3日（火）～12月6日（金）

概要：P6～P56のとおり

【目 次】

【教育委員会所管分】

◇12月3日（火）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
共産党	大石 正信	○指定管理者制度について	運営企画課	6
		・教育機関である図書館への指定管理者制度に営利を目的とした企業を指定すべきではない。答弁を求める。		
公明党	山本 眞智子	○学校教育における体験活動の充実について	学校教育課	8
		・本市独自の校外での体験活動のさらなる充実を図っていただきたい。教育委員会としての見解を伺う。		
自民党・無所属の会	中村 義雄	○教育行政について	施設課 次世代教育推進課	11
		（１）北九州市立高等学校施設の補修について ・市立高等学校内の施設を緊急に総点検し、危険なところはすぐ補修すべき。見解を伺う。		
		○教育行政について	学校保健課	13
		（２）公立小中学校・特別支援学校の給食の無償化について ・下の学年から始めると、上の学年を持つ家庭が無償化の恩恵を受けずに不利になる。まずは上の学年から始めるなど、段階的にでも無償化を始めてはどうかと考えるが、見解を伺う。		

◇12月4日（水）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
日本維新の会	有田 絵里	○学校現場でのICT化の促進について	企画調整課 生徒指導課 教育情報化推進課	15
		・現在本市で進められているダッシュボード化の取り組みについて、具体的な進捗状況を伺う。 ・いわゆる不登校対策のひとつとして、「心の健康観察」を取り入れた場合の本市でのメリットや現在の検討状況を伺う。		
共産党	永井 佑	○就学援助の拡充と要件の明確化について	学事課	17
		・所得の基準額など要件を明確化し、就学援助制度を市の公式SNSなども活用して制度の周知徹底をすべき。答弁を求める。 ・教育予算を抜本的上げ、標準服代、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、体育実技用具費、めがね代等を追加するなど内容充実を図り、通学費などの支給は実態にあった時期にすべき。答弁を求める。		

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
公明党	木下 幸子	○学校体育館への早急なエアコン設置について	施設課	19
		・文部科学省の補助事業を使ってはと考えるが、見解を伺う。 ・国に更なる予算確保の要望を上げるとともに、総務省の「緊急防災・減災事業債」などあらゆる手を活用し、本市での体育館のエアコン整備が具体化するよう強く求める。見解を伺う。		
若松を愛する会	本田 一郎	○【要望のみ】給食費の減免について	学校保健課	21
		・無償化が難しい場合、段階的なアプローチとして減免制度の導入を提案する。積極的な検討と最善の施策を。		
ハートフル北九州	白石 一裕	○通学路の更なる安全強化について	生徒指導課	22
		・児童が今後も安全に登下校をし続けることができるための現状の取り組みと課題について、教育委員会としてどのように認識しているのか、見解を伺う。		
井上 しんご	井上 しんご	○北九州市こどもまんなか教育プランで、子どもを枠にはめず、子どもの違いを尊重する教育について	学校教育課	24
		・柔軟で、子どもの自立を主体とした学校運営や教育をできる体制を作るべき。見解を伺う。		
		○出身・国籍に関係なく、多様性を尊重する社会や、部活動生徒の夢を応援することについて	企画調整課	26
		・公立・私立・朝鮮学校の子どもの生の声を聞いて、多文化共生の社会への取り組みにつなげ、一人一人の子どもの経験を保障し可能性を広げ、やりたいことや夢など個人のチャレンジを応援できる北九州市を求める。市長の見解を伺う。		

◇12月5日（木）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
ハートフル北九州	泉 日出夫	○自転車通学生徒のヘルメット着用について	生徒指導課	29
		・本市における中学校での自転車通学でのヘルメット着用率について伺う。また、着用率を上げる対策をどのように行っているのか伺う。		
自民党・無所属の会	田中 元	○特別支援教育におけるケア・トランポリンの活用について	特別支援教育課	31
		・特別支援教育において、インストラクターを配置したケアトランポリン教室を開催してはどうか。見解を伺う。		

◇12月6日（金）

会派名	議員名	内 容	所管課	ページ
ハートフル北九州	三宅 まゆみ	○学習以外の有効なタブレットの活用について	次世代教育推進課	33
		・非認知能力を知るためのプログラムをタブレットでチェックでき、児童生徒本人や保護者が状況を把握し、家庭でも取り組める仕組みを作ってはどうか。放課後エデュテイメント事業の成果をふまえ、見解を伺う。		
		○学習以外の有効なタブレットの活用について	生徒指導課	35
		・子どもたちの精神不調の状態を可視化し、自殺予防につなげるためのアプリがあるようだ。本市においてもこのようなアプリの導入を検討してはいかがか。見解を伺う。		
ハートフル北九州	世良 俊明	○これまでの市政を振り返って	子ども図書館	36
		・子ども読書活動推進条例制定後、二次にわたる子ども読書プラン等に反映され取り組んできた子ども読書活動の成果と課題について、教育長はどのように総括しているか。また、同条例では、必要な条例の見直しについて5年ごとに検討することとなっているが、同条例の見直しの必要性について教育委員会の見解を伺う。		

J

【他局所管分】

◇12月5日（木）

会派名	議員名	内容	所管局・課	ページ
日本共産党	高橋 都	○初代門司駅関連遺構の取り扱いと門司港地域複合公共施設について	都市ブランド 創造局 文化企画課	39
		<ul style="list-style-type: none"> ・最後まで正式な文化財保護審議会に諮らなかった理由と審議会の位置づけをどう考えているのか伺う。 ・文化庁への説明における県教育委員会と北九州市教育委員会の会議録の相違や、県との協議で報告書を残していないことについて、市の独断判断で都合の悪いことは記録に残さないと考えているのか。併せて、文化庁または県の協議や助言には何の効力もないと考えているのか伺う。 		
ハートフル北九州	森 結実子	○【意見のみ】初代門司駅関連遺構について	都市ブランド 創造局 文化企画課	42
		<ul style="list-style-type: none"> ・今回の初代門司駅関連遺構は大変悲劇であった。すべき発掘調査をせず、有識者の意見も聞いてもらえず、文化財的価値をゼロにされ、結局は無残に破壊されたことに強く遺憾の意を表す。 		

◇12月6日（金）

会派名	議員名	内容	所管局・課	ページ
共産党	藤沢 加代	○公文書の作成と開示について	都市ブランド 創造局 文化企画課	47
		<ul style="list-style-type: none"> ・市民や後世に向けて、具体的な協議内容を記した報告文書をわかりやすく作成すべきなのは当然と考えるが、見解を伺う。 ・県文書の文化庁コメントにある「中世以前の遺構は法的な保護の対象。しっかり調査をする必要がある」についてはどう対応するのか、見解を伺う。 ・文化庁文書にある、「有識者や市民の誤解を招いた」とし、「情報提供や情報公開を積極的に行っている」という北九州市の反省について、その後どんな取組を行ったのか。併せて、市民等の誤解の原因がマスコミにあるような記述についての見解を伺う。 ・都市ブランド創造局はこれまで一貫して複合公共施設工事優先、開発優先の立場で発言し続けてきた。文化財行政を教育委員会に戻すべきだが見解を伺う。 		
ハートフル北九州	世良 俊明	○これまでの市政を振り返って	都市ブランド 創造局 文学館事務局	54
		<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市立文学館の役割をどのように考え、今後の市内外への情報発信の強化など、その取組の拡充についてどう考えているのか見解を伺う。 		

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月3日

【質疑件名】指定管理者の指定について

【質疑者】大石 正信 議員（日本共産党）

■大石 正信 議員

八幡図書館の指定管理者を株式会社図書館流通センターに指定するとしています。

わが党は、2023年、令和5年3月の若松図書館の貸出冊数の水増し問題は、指定管理者制度そのものが生み出した問題であり、営利を目的とする企業に指定すべきではないと繰り返し指摘してきました。ところが、教育長は「図書館に指定管理者制度を導入したことに起因するものではない」と答弁しました。

しかし、指定管理者の毎年度の評価シートには「貸出者数、貸出冊数」の数値目標と達成率の欄があり、次回の指定管理者に選ばれようとした不正を生み出す原因になっており、指定管理者制度そのものが原因であると指摘してきました。

さらに近年の物価高騰により、経営に苦しむ企業により同じような不正が再び起こりうるのではないかと懸念しています。教育機関である図書館への指定管理者制度に営利を目的とした企業を指定すべきではありません。答弁を求めます。

■田島 裕美 教育長

北九州市の図書館では、施設の設置目的の達成などを確認するために、PDCAのマネジメントサイクルを用いて、指定管理者の評価を行い、レベルアップを図っております。

評価にあたりましては、ご指摘の「貸出者数・貸出冊数」だけではなく、加えまして、「利用者満足度」や「適正な管理運営」、また「安全対策」なども合わせまして、20を超える項目で多角的な評価を行っています。

指定管理者に対して通知する評価シートには、単に数値のみで評価を行っているものではないことが分かるようにしており、昨年不正行為は、制度に起因して発生したものではなく、特定の指定管理者の個別事案と捉えています。

一方で、指定管理者の選定につきましては、こうした評価とは別に「安定的な人的・財政基盤」や「利用者の満足向上に向けた具体的な提案内容」などを、外部の有識者等からなる、「指定管理者検討会」において審査をしています。

さらに、今回の指定管理者選定にあたりましては、図書館独自に「コンプライアンスに関する体制整備」の基準を設けるなど、より適正な運営が出来る事業者の選定を行っているところです。

北九州市の図書館につきましては、指定管理者制度を導入しました平成17年度から約19年間にわたりまして安定的に運営されています。

毎年実施いたします利用者アンケートでも、高い満足度を維持していただき、利用者ニーズにも応えられているところから、今後も、指定管理者制度を適切に活用しながら、図書館サービスの向上を図ってまいりたいと考えています。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月3日

【質問件名】学校教育における体験活動の充実について

【質問者】山本 眞智子 議員（公明党）

■山本 眞智子 議員

子どもたちは、様々な体験活動を通して、成長していきます。

学校教育で行われている体験活動は、学校の内外で実施されていますが、今回は、本年2月議会の予算特別委員会でも取り上げさせていただいた、校外での体験活動について質問させていただきます。

校外での体験活動には、社会見学や修学旅行など、学習指導要領に位置づけられているもののほか、本市独自の取組として、小学生では、美術館のミュージアム・ツアー、科学館の天文学習、平和のまちミュージアムのスタディツアー等、市内文化施設等へ出かけて学ぶ体験活動、中学生では、芸術鑑賞教室が実施されてきました。

ところが、各局の事業の棚卸しにより、今年度は、校外での体験活動に関する予算が見直されました。北九州グローバルゲートウェイ（KGG）体験学習事業は終了、美術館では、ミュージアム・ツアーに代わり、デジタルを活用した取組、平和のまちミュージアムは、スタディツアーに代わり、学芸員等による出前事業などを行っているとのことでした。

このように新たな取組はあるものの、子どもたちが、学校の授業とは異なり、実際に施設へ出かけ、そこで見たり、聞いたり、感じたりする機会が減ったことは大変残念に思います。

例えば、美術館は、子どもたちだけで行くことはなかなか難しく、保護者の関心がなければ、本物の絵に触れるという機会は、ずっとないままかもしれません。あるいは、音楽や舞台を鑑賞する機会も得られないままかもしれません。

このように「体験格差」を生まないために、学校教育を通じて、子どもたちに多くの体験活動の機会を設ける必要があるのではないのでしょうか。

体験活動は学習効果だけではなく、先生やクラスの友達と大勢で出かけたという楽しい思い出となり、心のよりどころにも成り得るものだと思います。

また、本市ならではの取組は、子どもたちが、自分が住むまちに、こんなに楽しく学べる施設があることを知るきっかけとなり、シビックプライドの醸成にもつながるのではないのでしょうか。

本年9月議会では、議員提出議案である「ミュージアム・ツアーなどの再開を求める決議」も可決されました。

そこで、お伺いします。

本市独自の校外での体験活動のさらなる充実を図っていただきたいと思いますが、教育委員会としての見解をお聞かせください。

■田島 裕美 教育長

学校教育におけます体験活動は、その活動の中で同級生や教員との人間関係をつくり、実体験を通して、学びをより深く、意義あるものとする、大きな意味を持つものと考えています。

教育委員会といたしましては、体験活動は、「教育大綱」や「こどもまんなか教育プラン」の柱として掲げております「志と人間力を高められる環境づくり」に繋がる重要なものと捉えています。

このために、今後の学校教育における体験活動のあり方につきましては、有識者によります意見交換会も開催しつつ、各学校の特色や児童生徒の実態、北九州市が持つ豊富な地域資源の活用、シビックプライドの醸成、などといった多面的な視点から再度、整理・検討しているところです。

実物を実際に見たり、触れたりして学ぶ直接的な体験活動は、未来を生きる子どもたちの成長を後押しするものと考えています。

今後とも、子どもたちにとって、より良い学びの場となる体験活動の機会を設けていけるように、学校と共に知恵を絞ってまいりたいと考えています。

■山本 眞智子 議員

学校教育における体験活動の充実についてですが、概ね、有識者により、また整理・検討していくようなかたちで答弁いただいたと思います。

私、常に思うんですが、昔のことわざに「百聞は一見に如かず」ということわざがあるように、実際に見て、聞いて、肌で感じて、空気を感じ取る、また、本物とか一流のものに触れるっていうのは、将来の価値観や人生感にも繋がり、また、友達の輪も広がってくるっていう観点で、大変有効な、体験活動というのは必要なものだと思っております。

また、本市には、触れる、たくさん施設があるわけです。その施設を使わないっていうことは財産の持ち腐れで、やはりもったいないなと思うわけです。

今年の2月の予算の定例会では、本当に、ここにいる議員の皆さんが悲しい思いをしたんじゃないか。KGGの教育の部分が廃止になったり、KGGにしてもですね、韓国の友好議員団として行ったときに、韓国の英語村に行かせていただきました。もうずいぶん前、もう20年も前なんですけど、韓国は大陸続きってこともあって英語がものすごく進んでいたのです。隣にいる木下議員と一緒に英語村に行ったときに、子どもたちがその英語村に来て、楽しく英語の授業をしている姿を見て、本当に、北九州でもそうやって英語村ができて、英語がこれからグローバルな社会になっていく中で絶対必要なのだから、そういうのが出来たらいいなと思っていたら、出来たわけです。それを2年でやめてしまったっていうことは大変悲しく、もっと北九州の次代を担う、これからの時代を担う子どもたちが全世界、世界に向けて飛び立っていくためには、やはり、そういう感覚とか英語っていうのは必須ですので、その辺も今、KGGがどうなってるかってい

うのもちょっと心配なんです、是非そういう、学校を出て体験活動ができるような、そういうことを子どもたちに残していきたいなと私は思っています。

今年度削られた予算ではなかなか厳しいことがあるかと思しますので、是非、予算調製権者である市長はじめ、局長、是非、教育委員会からそういうような話があった場合にはですね、しっかり話を聞いていただいて、予算も組んでいただきたいなと、要望とします。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月3日

【質問件名】市立高校の点検補修について

【質問者】中村 義雄 議員（自民党・無所属の会）

■中村 義雄 議員

私たち教育文化委員会で、10月17日に北九州市立高校の視察に行きました。民間から校長先生を招いて、正直、委員みんなびっくりしてましたし、感心してました。「未来共創科」をつくって問題解決型思考の教育とやる気スイッチを押すことに尽力されていて、他にも色んなところに視察に行きましたが、地元こんなすばらしい所があるだというのが、ほとんどの委員の意見だったと思います。

それは良かったんですが、建物がボロボロです。

皆さんの資料の中に写真を入れていますが、この建物は築60年近く経つわけで、写真の中にあるように1番は天井の天板が抜けてその上が見えているという。こんな建物なかなか見たことがないという状態でした。

2番は柱の基礎部分、コンクリートが欠落してて危ないのです。3番、4番は壁が剥がれているのですが、こんなのが沢山あるんです。

恥ずかしい状態でした。これでは事故が起こってもおかしくないと思います。

私は、9月議会の本会議で、理科室や美術室など、まだ教室でエアコンが入っていないところにエアコン入れてくださいという話をしましたが、これはある意味質を上げるレベルの話なのですが、今回の話は危険から命を守るというレベル、それがされていないということですね。万が一、事故でも起こったら大変な話です。

「こどもまんなか」と教育委員会も市長も言っているわけですから、これはあり得ないというふうに思います。

そこでお尋ねします。市立高等学校内の施設を緊急に点検し、危険なところはすぐ補修するべきと考えますが、見解をお尋ねします。

■田島 裕美 教育長

学校施設につきましては、建築基準法等に基づいて、毎年設備点検、3年に1度の建築物の点検、10年に1度の外壁の全面点検などを専門業者が実施しております。北九州市立高校につきましては、今月から3年に1度の建築物の点検を実施する予定となっています。

また、令和5年度には、全部の学校を対象に外壁の緊急点検を実施をいたしました。

これらの点検の結果、不具合が認められた箇所につきましては、学校と教育委員会が連携して随時補修を行っています。点検時に問題がなくても、急に発生す

る不具合もございますので、教職員によります日々の点検の中で、生徒等の安全に関わると考えられるものにつきましては、迅速に補修等の対応を行っているところ です。

北九州市立高校でも、教職員が学校施設の日常点検を行っており、議員ご指摘の天井板につきましては、雨漏りの補修が終了しましたところから、現在、復旧に向けた準備を進めています。その他の箇所につきましても、補修を行うことといたしています。

今後とも、引き続き日常点検や法定点検等の結果を踏まえながら、安全安心な学校環境の整備に努めてまいります。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月3日

【質問件名】教育行政について（学校給食費の段階的な無償化）

【質問者】中村 義雄 議員（自民党・無所属の会）

■中村 義雄 議員

我が会派の予算要望の1番目が学校給食の無償化でございます。この無償化はですね、32億円かかるんで、なかなか大変だということを教育委員会は今まで答弁されているわけですが、ハードルが高いのはもちろん承知していますが、他都市でやっているところもあるわけなの、これで働く世代の子育て世帯が他所に行ってしまうということがあってはなりません。段階的にでも、実施していくべきだろうと思って質問します。

段階的といっても、下の学年、1年生からすると、2年生以降の人が、だんだん無償化するにしても恩恵がないので、上から無償化していったら必ず恩恵にたどり着く。たとえば、小学校6年と中学校3年とかですね。

そうしたら、学年が上がっていくから、必ず恩恵にたどり着くということなのですが、下の学年から始めると、上の学年を持つ家庭が無償化の恩恵を受けず、不利になります。

まずは、上の学年から始めるなど、段階的にでも無償化を始めてはどうでしょうか。見解をお尋ねします。

■田島 裕美 教育長

北九州市では、栄養バランスの取れた献立を作成し、安全・安心でおいしい給食の提供に努めているところです。

今年度ですが、スチームコンベクションオーブンを設置する予算、3億1,000万円だとか、安全で安心な学校給食を提供するために、調理機械の計画的更新等を行う予算、約1億2,700万を計上いたしまして、学校給食の魅力向上と安全対策の充実に取り組んでいるところです。

また、給食費につきましては、令和4年度から国の臨時交付金を活用いたしまして、今年度は5億5,000万円を予算化して、物価高騰分を据え置くことで、子育て世帯の負担軽減を図っているところです。

議員ご提案の、上の学年から段階的に一部無償化する場合ですが、例えば、中学3年生を無償化の対象とすると約4億2,000万円、中学3年生と2年生を対象とすると約8億4,000万円、すべての中学生を対象とすると約12億6,000万円という額が、毎年新たな財源として必要となる見込みです。

北九州市独自で無償化や一部補助を実施するためには、毎年多額の予算を要します。

そのため、昨年度から文部科学省に対して、学校給食費の保護者負担の軽減に係る制度の創設や財源の措置を要望しているところです。

今後も国の学校給食に関する動向を注視しつつ、引き続き国への要望も行ってまいりたいと考えています。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月4日

【質問件名】学校現場でのICT化の促進について

【質疑者】有田 絵里 議員（日本維新の会）

■有田 絵里 議員

本市ではICTを活用した教育の推進が進んでおり、特に生徒一人ひとりの学習進捗や健康状態、生活状況などの情報を効率的に管理することが、今後の教育の質を向上させるために非常に重要だと考えています。

特に、教師がリアルタイムで生徒の情報を把握できるようにするため、生徒情報をダッシュボード化、情報を一元化する取組みは大変意義深いものです。本市ではこの取組みを進めるにあたって、教育現場における個別支援や適切な指導を行うためのツールとしてダッシュボードを導入し、様々な効果的な活用が期待されています。学習状況の進捗把握だけでなく、いわゆる不登校の生徒に対する支援が重要な課題となっている中、教師が生徒の情報をリアルタイムに把握することで、個別対応がより適切に行えるようになると考えています。本市では全国テストの平均点が全国平均よりもやや下回っていること、長期休暇の生徒数が年々右肩上がりとなり、令和5年度には30日以上学校をお休みしている長期欠席者数が4467名となり、令和4年度の4128名よりも339名も増えている状況です。そういった中でも適切に生徒の個々の状況を把握し、指導・フォローをする為の使いやすいツールというのは、様々なメリットがあります。

また、国が示している「不登校対策 COCOLO プラン」では、1人1台生徒に与えられている端末から「心の健康観察」を入力するようなシステム導入をする自治体を支援するための予算を示しており、生徒一人ひとりの心の状況を毎日観察し、それをデータ化することによって、日々の変化だけでなく、何か起こった際に過去の変化から推察することも出来るようになり、より生徒に寄り添った対応が可能になる効果が期待できます。

そこで、お伺い致します。現在、本市で進められているダッシュボード化の取組みについて、具体的な進捗状況をお示しください。

二つ目にいわゆる不登校対策のひとつとして、「心の健康観察」を取り入れた場合の本市でのメリットや、現在の検討状況が分かればお示し下さい。

■田島 裕美 教育長

本年8月に策定致しました「北九州市こどもまんなか教育プラン」に掲げていますとおり、ICTを積極的に活用することによって、教員の業務負担を軽減しながら、児童生徒の教育的ニーズに合わせた適切な指導や支援を行うことが必要です。

議員ご指摘のように、学力や登校状況、毎日の心の状況など、児童生徒が学校で生活する中で、日々蓄積されます様々なデータを教員が効果的に活用して、一

人ひとりに応じた、きめ細かな指導を充実させる取組は、大切だと認識しています。

そこで今年度、児童生徒の教育データを集約して、グラフや表などの形で一覧化する教育ダッシュボードを構築し、一部の小学校と中学校で活用する実証事業を計画を致しました。

この事業の実施方法を精査しながら検討を進めてきた中で、1人1台端末で現在利用しております教育コンテンツの中のダッシュボード機能を活用すると、当初の想定よりも効率的に実施できる見込みが立ったことから、年内の実証の開始を予定しているところです。

この実証事業では、小学校と中学校1校ずつで、全国学力状況調査や学校で行うテスト、また児童生徒が、晴れや雨、曇りなど4種類の天気の中から、その日の心の状況を選んで毎日記録を致します「心の健康観察」というツールを使って、データを集約いたします。

この「心の健康観察」は、児童生徒の言動や教職員の目ではわからない、小さなSOSを把握して、早期支援につなげる有効な手段となると考えています。

そのため、集約したデータをダッシュボードで一覧化し、教員が自分の端末で一人ひとりの状況を観察・確認しながら、児童生徒の指導・支援を行って、その効果を検証することを想定しています。

誰一人取り残さず、全てのこどもたちの可能性を引き出す教育を進めるために、多様なこどもの状況に応じた個別最適な学びに取り組み、「こどもまんなか」で質の高い教育環境の充実引き続き努めてまいります。

■有田 絵里 議員

来年夏にあるOSの新しい導入や、その先にあるシステム改修の時期など、様々な契約やタイミングに合わせて、限られた予算の中で様々ご検討いただいているというのは承知していました。ですが、こどもたちの環境や心の変化については日々変動しており、課題については待ったなしの状況だと思えます。

現場ではダッシュボード化もそうですが、国としても推奨している「心の健康観察」を今、一部取り組まれている先生も少数いらっしゃるということでしたが、市として今まで取り組んでいなかったもので、個々で行っていることもあり、負担もかなり大きいというふうに伺っていました。是非とも試験的に行う際には、現場の先生方の負担が少しでも減らせるような導入方法というのをご検討いただいて、最終的には本市全体でできるように、しっかりとデータをとって、この事業を進めていただけるように、ここは要望して行きたいと思えます。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月4日

【質疑件名】就学援助の拡充と要件の明確化について

【質問者】永井 佑 議員（日本共産党）

■永井 佑 議員

物価高で生活が大変な中、教育費は増加しており、就学援助が求められています。学校教育法第19条では「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と、困窮者への支援を謳っています。経済的な理由で就学が難しい子どもの保護者に、自治体が財政支援する制度の一つに、就学援助制度があります。

北九州市は就学援助制度の利用にあたって、具体的な所得基準額の明示はなく、自分の世帯が就学援助の対象に該当するのかが、わかりづらい内容となっています。経済的困窮の具体的な理由を書くなど、申請にハードルの高さを感じます。2021年度に本市子ども家庭局が公表した「子どもの生活状況等に関する調査報告書」によると、等価世帯収入が中央値の2分の1未満の世帯における、就学援助制度を利用していない理由について、「制度の対象外だと思うから」の割合が61.8%と最も高くなっています。この中には、実際は申請要件を満たしていたものの、所得基準額が明確でないため申請しなかった方もいたのではないかと思います。子育て中の市民からは「長引く物価高の中で、目の前のことで精一杯。自分たちが対象になると思わなかった。必要な人に届くようにしてほしい」と声が寄せられていて、「申請要件を満たしていない」とあきらめた保護者もいます。千葉市では、保護者及び同一の住所に住む全員の所得の合計を指標としています。家族人数2人～6人と家族構成例を示し、それぞれの基準となる総所得を目安額として明示し、世帯全員の所得が基準となる総所得以下の場合を受給対象としています。参考として、総収入の目安額も明示しています。多くの政令市では、保護者向けの「案内書」に、援助対象となる年間所得を目安額として記載しています。本市においても所得要件を明確化し、公式LINEなども活用して制度の周知徹底をすべきです。答弁を求めます。

先月の教育文化委員会でも、学校給食の無償化の請願が出された際、各委員から、「そもそも教育予算が少なすぎる」と指摘がありました。教育予算を抜本的に上げ、就学援助の対象費目について、標準服代、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代費、体育実技用具費、めがね代等を追加するなど内容の充実をはかり、通学費などの支給は実態に合った時期にすべきです。答弁を求めます。

■田島 裕美 教育長

就学援助の制度は、学校教育法の規定に基づいて生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している世帯の児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行うものでございます。

就学援助制度の周知につきましてですが、就学時の健康診断や入学式、また、学期の開始時に、保護者へ直接チラシを配布するとともに、市のホームページや市政だより、また、Facebook、X、LINE といいました公式の SNS を活用して行っております。

また、生活困窮が懸念される世帯につきましては、学校においても就学援助の申請を勧めるなど積極的な働きかけを行っているところでございます。

議員お尋ねの「所得要件」についてですが、これまで北九州市では「所得基準額」が、申請者の各々の世帯構成や年齢などによって異なるところから、受給の対象と成り得る方が申請を控えることのないように目安額は示さずに、申請の意思がある方、全ての方に申請いただくことを基本としてまいりました。

対象となる方が、確実に支援を受けられることは重要です。議員ご提案の方法も含めてよりわかりやすい制度の周知方法について、今後引き続き検討してまいりたいと考えています。

就学援助に要します費用については、平成17年度に国庫補助制度の見直しが行われて一般財源化されたところです。

こうした中で、北九州市では、就学援助の必要性を踏まえて、従来の支給額や認定基準等を縮減することなく事業の実施に努めています。

議員お尋ねの対象費目の充実についてですが、クラブ活動費や生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、これらは学校や個人ごとに額が一定ではなく費用の認定が困難であること。また、体育実技用具費につきましては、対象となる柔道着や竹刀は各学校が用意していること。さらに、めがね代等につきましては、日常生活全般にわたって使用いたします日用品としての性格が強いものであること、という理由から就学援助の対象としてはいません。

なお、標準服代につきましては、入学時に必要なものを購入いたします費用の一部を援助する「新入学児童生徒学用品費」に含まれると判断をしています。

いずれにしても、対象費目の追加につきましては、学校教育を行う上で必要なものであるか、就学援助を受けてない方との公平性は保たれているか、などといった様々な観点から慎重に検討する必要があると考えています。

なお、現在お尋ねにございました通学費についてですが、年間の通学費を一括して9月に支給をしており、今後は、実態に合った通学費の支給時期等について検討してまいりたいと考えています。

今後とも、経済的に援助が必要な方に対して就学援助制度による支援が適切に行き渡るよう取り組んでまいりたいと考えています。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月4日

【質問件名】学校体育館への早急なエアコン設置

【質問者】木下 幸子 議員（公明党）

■木下 幸子 議員

公明党は25年以上前から、猛暑から児童や生徒の命を守る為に学校への空調整備が必要と政府に訴えてきました。その結果、今や公立小中学校の普通教室にあるのが当たり前となったエアコンですが、災害時に避難所となる体育館への整備についても、公明党の強い主張で国の助成制度が拡充されたことから徐々に進みつつあり、2017年4月時点でわずか1.2%だった全国の設置率が、今年9月時点で18.9%にまで増加しています。

文部科学省は、公明党の度重なる要請を受け、2023年度から25年度に体育館へ空調を設置した場合の国の補助率を従来の3分の1から2分の1に引き上げました。建物に断熱性があることを要件としていますが、断熱工事を実施する経費も補助対象としています。

近年は、夏の酷暑の影響で屋外運動場だけでなく、プールでも体育の授業ができない状況が多々ありました。今や体育館に空調がないと子ども達が安心して運動できません。冬場の全校集会の他、休日・夜間の地域開放などでもエアコンが稼働されると市民も大変喜ばれると思います。

そこで2点お伺いします。

1点目に、前回の9月議会でも、複数の議員が体育館へのエアコン設置について質問をしましたが、教育委員会の答弁は、「設置工事と断熱工事をあわせて1校あたり約1億2千万、小・中学校全体で約216億円の予算が必要となることなどから、現在のところ体育館へのエアコン設置の予定はない」とのことでした。

しかし、酷暑や厳寒から子どもたちや市民の健康を守るため、やはり体育館へのエアコン設置は必要です。予算面で難しいのであれば、先ほど紹介した文部科学省の補助事業を使ってはどうかと考えますが、見解を伺います。

2点目に、総務省の「緊急防災・減災事業債」は災害時に避難所となる体育館の空調整備に活用でき、自治体の実質的な返済負担も大きく軽減されるようです。これも公明党の主張を受けて、当初2020年度までの予定であった事業が25年度まで延長されています。国に更なる予算確保の要望を上げるとともに、この総務省の事業などあらゆる手を活用し、本市での体育館のエアコン整備が具体化されるよう強く求めます。見解をお聞かせ下さい。

■田島 裕美 教育長

北九州市では、安全で快適な学校環境の整備は、大変重要であると考えており、普通教室や管理諸室、給食室のほか、特別教室にも順次エアコンの設置を進めてまいりました。

現在は、急務となっている管理諸室のエアコンの更新と、小学校におきまして使用頻度の高い理科室のエアコン設置を行っているところです。

体育館へのエアコン設置は、教育環境改善に効果があるとは考えておりますが、議員ご指摘の通り、設置工事と断熱工事をあわせて、1校あたり約1億2千万円、小・中学校全体では約216億円の予算が必要となります。

これに対して、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用した場合、補助上限もあるために、小・中学校全校で計算しますと、約160億円は市の負担となります。

また、総務省の緊急防災・減災事業債を活用した場合、全校で約68億円が市の負担となります。いずれにしても、一定程度は財政負担が軽減されますが、依然として市の負担は大きく、体育館へのエアコン設置を今ただちに取り組むことは困難であると考えています。

なお災害時に、学校を避難所として活用する場合には、避難された方が安全かつ快適に過ごせるように、エアコンが設置された教室を案内する等の対応が可能でございます。

また今年の8月には、民間企業と協定を締結し、スポットクーラーや移動式のエアコン等を供給する体制の整備も、市として開始したところです。

学校施設の整備に係る財政負担は非常に大きく、北九州市として毎年度国に財源の確保を要望するとともに、体育館を含めたエアコン設置につきましても、指定都市市長会として要望を行っているところです。

今後も必要な財源を継続的に確保するとともに、制度の拡充を図るよう、様々な機会を通じて要望を行ってまいります。

■木下 幸子 議員

公立小中学校の体育館空調に関してですが、昨日の衆議院本会議、公明党の斉藤代表の質問に対し、石破茂首相は、公明党の提言も踏まえ、新たに臨時特例交付金を創設し、整備のペースを2倍に加速すると答弁されました。

本市も、この新たな交付金を有効に活用し、私としてはもう災害時だけではなく、酷暑や厳寒の中、普段の子どもたちの健康と命を守るために、体育館のエアコン整備などは、さらに前向きに具体化するよう要望いたします。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月4日

【質問件名】給食費の減免について

【質問者】本田 一郎 議員（若松を愛する会）

■本田 一郎 議員

給食費の減免について要望いたします。

給食は、子どもたちの栄養を確保し、健やかな成長を支える重要な役割を担っています。しかし、家庭の経済状況によっては、給食費が負担となり、結果として子どもたちの教育環境に悪影響を及ぼす可能性が有ります。特に、生活が厳しい世帯にとっては、これが大きな課題となっています。

無償化については財源の厳しさがあることは承知していますが、急激な制度変更が難しい場合、段階的なアプローチとして減免制度の導入を提案いたします。

具体的には、多子世帯や収入に応じて給食費を減免することで、経済的負担を軽減し、すべての子どもが公平に学ぶ環境を整えることが出来ると考えています。

また、保護者の意見を取り入れながら、地域の事情に応じた柔軟な対応を進めて頂ければ、子どもたちが安心して学校生活を送ることができると信じています。子どもたちの未来のために、積極的な検討と最善の施策をお願いいたします。

■本田 一郎 議員（再要望）

各会派のみなさまからも無償化の意見が数多く出ておりました。やはり32億という財源は、財政局からもいろいろ話がありましたけれども、いろいろな側面から（なかなか難しいという趣旨）。国が本当は実施すればいいと思うのです。

国の政策によって、本当はすぐにできるんじゃないかと私も思っているんです。北九州市独自に、市長の考えで、まずはいくらでもいいと思うのですが、まずは始めることからどういう側面からでも市長の思いで構わないので始めていただくことを要望いたします。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月4日 【答弁番号】11-2-1

【質問件名】通学路の更なる安全強化について

【質問者】白石 一裕 議員（ハートフル北九州）

【作成課】教育委員会生徒指導課

■白石 一裕 議員

本市では、現在、平成27年11月に策定した北九州市通学路交通安全プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っているところです。

本市のこれまでの通学路の安全対策を振り返ってみると、まず、平成18年度から平成22年度にかけて、市内の全ての小学校131校の通学路を対象に、学校・地元・警察・行政が協働して安全点検や安全対策を行ってきました。この結果、要望箇所2,962件のうち、2,526箇所（85%）で対策がなされ、安全対策が進みました。

しかしながら、平成24年3月に、本市において下校中の児童が死傷する重大事故が発生したことや、全国でも登下校中の児童が死傷する傷ましい事故が連続して発生したことを受けて、国交省、文科省、警察庁が連携し、全国一斉に緊急合同点検が実施をされました。本市においても、平成24年5月から8月にかけて、全ての小学校の通学路を対象に緊急点検を実施し、対象として必要な箇所579箇所が抽出され、ハード・ソフトの両面から対策を進めた結果、平成27年3月末までに541箇所対策が完了しました。

現在は、通学路交通安全プログラムに基づき、毎年、学校・地域が通学路の安全点検を行い、改善要望を取りまとめ、まちづくり整備課等が対策を行い、学校が対策内容を確認・評価するPDCAサイクルが構築されているところです。

加えて、生活安全パトロール隊の皆さんによる登下校時の見守りやスクールヘルパーの皆さんによる子どもの相談対応など、地域の皆さんにもご協力をいただきながら、児童生徒が安全に通学できる環境が作られていると思っています。皆さんの取り組みに改めて敬意を表するところです。

一方で、警察庁の統計によりますと、2019年からの5年間で交通事故による歩行中の小学生の死者・重傷者は全国で2,000人おり、そのうち登下校時の事故が約37%と最も高くなっていることから、引き続き、官民一体となって安全対策を行い、通学路の安全を更に強化することが求められると思います。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、児童が今後も安全に登下校をし続けることができるための現状の取組と課題について、教育委員会としてどのように認識しているのか、見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

通学路の更なる安全強化について、現状の取組と課題についての認識をお尋ねいただきましたので、お答えいたします。

北九州市では、「通学路交通安全プログラム」をもとに、各学校が定期的な通学路の安全点検を行い、関係機関と連携を図りながら安全対策に取り組んでいます。

安全点検を実施する際には、交通安全の視点に加えて、防犯や防災の視点においても点検をし、危険と判断した箇所については、関係部局や警察等に対策を依頼しているところです。

また、見通しの悪い場所や交通量の多い交差点等では、「生活安全パトロール隊」や「スクールヘルパー」によります交通指導や見守り活動を行う等、保護者や地域のご協力を得ながら安全確保に努めています。

教育委員会では、「北九州市こどもまんなか教育プラン」の策定にあたりまして、今年、令和6年2月に全部の市立学校の児童生徒にアンケートを行いました。

その中で、学校生活の中で「こわいな」あるいは「不安だな」と思うことについて尋ねたところ、小・中学校のいずれも「登下校に関すること」が上位でした。

具体的には、「道幅が狭いのに、スピードを出す車がいて怖い」あるいは「部活動の帰り道が暗く、一人で帰るのが怖い」といった、交通安全や防犯に関わる意見が多くありました。

課題の認識としましては、今回のアンケート結果を受けて、子どもの目線を通して感じる危険箇所についても、子どもたちの声を聞きながら把握に努める必要があると改めて認識したところです。

今後も課題意識をもって通学路の安全対策を進め、保護者や地域とのつながりの中で、子どもを見守り、支え、育てていく環境を整えてまいります。

■白石 一裕 議員

教育長からいろんな観点で、ご説明をいただきました。私がひとつ心配しているのが、登下校の時に集団でわりと集まって登校されてるみたいなんですが、下校は、各学年終わる時間が違うんだと思うのですが、さまざま下校風景を見るのですが、私の住んでいる所がそうなのか分かりませんが、少し寂しい道とかを、低学年のお子さんが一人で歩いていらっしゃったりするとちょっと不安になったりするものですから、無ければいいんですけど、暴走対策で様々、防犯カメラを設置した経緯とかありますが、テスト的に防犯上で通学路にカメラとかを設置できないかなとかいう思いはあるんですが、なかなか経費とか考え方とかをまとめないとそういうことも難しいと思うんですが、そういったことも検討していただきながら、通学路の安全に努めていただけたらなと思っていますので、要望で終わりたいと思います。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】 令和6年12月4日

【質問件名】 北九州市こどもまんなか教育プランで、子どもを枠にはめず、
子どもの違いを尊重する教育について

【質問者】 井上 しんご 議員（井上 しんご）

■井上 しんご 議員

今年四月に、大分県玖珠町に「学びの多様化学校・くす若草小中学校」が開校し、NHKの番組「おおいた 「もういちど、学校 ～小さな学びやの1学期～」で紹介されました。様々な理由で学校に行くのが困難だった子が、一人一人に応じた授業カリキュラムで、みんな楽しそうに学校で学ぶ姿が印象的でした。当初16人でスタートし、随時募集していた入学希望者が想定を大幅に上回ったため、10月下旬で今年度の受け入れを終了されたそうです。

北九州市がこの度、新たに策定した「北九州市こどもまんなか教育プラン」では、「こどもを枠にはめず、一人ひとりのこども達の違いを尊重し、全てのこどもにとって「居心地のよい学校」を作り、こども達が失敗を恐れず挑戦し、誰一人取り残さない学びと、自律的で特色ある学校づくりを進める」などとしています。

まさに、玖珠町で始まった学校のイメージです。この多様化学校では北九州市の子ども達も学んでいます。本来であれば、北九州市がこうした子ども達の声を聞き、学ぶ場を提供すべきでしたが、今は玖珠町の方々に、本市の子ども達の教育を託しています。心から感謝するものです。

今こそ地域教育の発展に責任を持つ本市でも、画一的ではなく、一人一人の子ども達に寄り添った教育を始める時ではないでしょうか。

本市でも、公立の学びの多様化学校の設置や、欧米や国内の千代田区立麴町中学校のような、宿題やテストの廃止など、もっと柔軟な学校運営や教育できる体制を作ってもらいたいと思いますが、教育長の見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

議員ご案内の玖珠町立くす若草小中学校は、令和6年4月に開校しました公立の『学びの多様化学校』であります。複数の学年や科目を横断的に学ぶ授業や、多様な学習スタイルを尊重した個別支援の充実など、独自の取組みを行っていることは承知をしています。

今年策定をいたしました「北九州市こどもまんなか教育プラン」においては、柱として『全てのこどもにとって「居心地の良い学校」をつくる』、また、『こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくる』などを掲げています。

ご質問の子ども自律を主体とした柔軟な学校運営や教育は、学校長の裁量でできるものであり、本市でも一部の学校で具体的に実施をされています。

今後も、子どもたちの声を聞くなど、その効果や課題を検証しながら、地域や学校ごとの特徴を踏まえた柔軟な取組を支援し、子どもたちにとってより良い学びの環境を提供してまいります。

■井上 しんご 議員

先ほど教育長の方から学びの環境を作ることを取り組んでいくという話がありました。私はこの未来をひらくこのプランですね、非常にいいと思いました。ぜひこれをやってもらいたいと。

でも、これをチャレンジする、これを実行するってやっぱ課題があると思うんですね。やはり、子どもたちが楽しく学んでいるテレビ番組を見たんですけども、子どもたちはやっぱり学校で学びたいんです。人と出会って楽しみたいと。

ですから、そういったことができるような仕組みをしてもらいたいと思いますし、チャレンジ、学校側もリスクあると思います。やれば失敗するかもしれない。でも、事なかれ主義じゃなく、そういった子供たちのためにできることを知恵を尽くして、批判を恐れずにやってもらう。そういったのを教育長、応援してもらいたいと要望します。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】 令和6年12月4日

【質問件名】 出身・国籍に関係なく、多様性を尊重する社会や、部活動生徒の夢を応援することについて

【質問者】 井上 しんご 議員（井上しんご）

■井上 しんご 議員

本市には多くの外国出身の方が生活し、朝鮮半島や中国・台湾にルーツのある方も多く生活されています。日本国籍を取得された方、帰化された方、ルーツの国籍のままの方、様々ですが、本市で生まれ、地元の学校に通い、働き、家族をもって、隣人として地域社会を担っています。私は市長と同じように、市外の出身ですが、この街で子育てをし、今は互いに市長と議員として、この街の一員として生活しています。宗教の違い、国籍の違い、人種の違い、地元なのか移住者なのか、若いかご年配か、そうした違いを超えて、隣人として互いを尊重すること。そして、行政もそうした住みやすい平和な環境を作り出すことに責任を持つ。これが行政、基礎自治体としての役割ではないでしょうか。

市長は、令和6年度予算で、市内の私立学校と朝鮮学校の補助金を38%削減しました。地元の公立小中学校や県立高校に入学すれば等しく支援を受けられますが、ミッション系や仏教系の私立の学校で学びたい、故郷である日本とルーツである祖国との懸け橋になりたいと、朝鮮学校や中華学校、ドイツ人学校などの民族系の学校で学びたいと願う子もいます。

公立の学校へ行く子、宗教系の私立の学校や民族系の学校に行く子、どちらも学びの多様性として保障されるべきものです。私が住んでいる八幡東区でも近年、多くのネパールからの留学生が学びに来られ、当初は生活習慣のなじみのなさから、地域の方と若干のトラブルがありましたが、区役所や地元警察の丁寧な助言や粘り強い取組で、少しずつ、地域社会になじんでおられます。八幡東区自治総連合会でも、令和5年度には多文化共生の臨時部会ができ、地域活動への案内、それをきっかけに市民センターや地域の文化祭などで、踊りや歌を披露するなど、ここ数年、地域との文化交流も広がっています。私は本市に、地域や世界に広く開かれた多文化共生の自由でチャレンジしがいのある街になってほしいと思います。

一人ひとりを個人として尊重し、同じ住民、隣人として力を合わせる。そうした行政を進めることが、北九州市の人情の気質にふさわしいです。私立学校や朝鮮学校への補助金の削減は他都市の水準に合わせたと言われてはいますが、わずかな削減であっても、本市の人情文化に反します。速やかに、元の水準に戻すことを求めるものです。

そこで、一度、本市の子どもたちが、そうした特色ある私立学校や朝鮮学校などで普段どのように学んでいるのか、何か行政として支援できることがないか、現地を訪ね、子どもたちに直接尋ね、現状を知っていただけないでしょうか。

また、公立学校で学ぶ子どもたちにとっても、ミュージアム・ツアーや平和のまちスタディツアー、農業体験合宿など体験活動が無くなったこと、部活動の九州大会や全国大会への派遣費用の削減や、備品費が全額カットされたことについて、私は子どもたちの体験活動の充実と部活動予算の復活を強く求めます。そのために、ぜひ公立学校への視察についても行っていただきたいと思います。

そこで伺います。こうした、公立・私立・朝鮮学校の子どもの生の声を聞いて、多文化共生の社会への取組につなげ、また、一人ひとりの子どもたちの経験を保障し可能性を広げて、やりたいことや夢など個人のチャレンジを応援できる北九州市を求めたいと思いますが、市長の見解を伺います。

■武内 和久 市長

本年3月に策定しました「北九州市・新ビジョン」の3つの重点戦略の1つである「彩りあるまち」の実現に向け、「こどもまんなかで質の高い教育環境の充実」に取り組むこととしています。

「こどもまんなか」を実現するために、こどもの声を聞くこと、これは非常に重要なことと考えております。このため、教育大綱やこどもまんなか教育プランを策定する際に、こどもの意見を反映するため、市立小学校・中学校・特別支援学校の全校にアンケートを行いました。

その中で、こどもが楽しいと感じる時間の上位に、部活動や体験活動が挙がっており、生き生きと学校生活を送れるよう、こうした活動の充実が重要であることを改めて認識したところです。

また、実際に市立小学校・中学校・特別支援学校を訪れて、授業や給食の様子を見学し、お子さんたちとも触れ合わせていただきました。さらに、私が行ったキャリア教育講演会の中でも、市立高校の生徒の皆様と意見交換を行うなど、こどもの声を直接聴いてきたところです。

公立だけでなく、私立学校や朝鮮学校に通われるお子様方も等しく、北九州市の将来を担う、大切な未来への人材です。今後も、機会を捉えて、様々な形でこどもと接する折には、その声に耳を傾けながら、こどもの個性を尊重し、将来の可能性を引き出して「彩りあるまち」づくりを牽引する人材を育ていけるよう、全力で取り組んでまいります。

■井上 しんご 議員

市長は折を見て、私立学校や朝鮮学校も含めて、声を聴いていきたい、耳を傾けていきたいと答弁されました。これまで北九州市立の小・中・特別支援学校に行かれたとのことですが、市長が提案した予算で、その結果どうなったかということ、実際の現場で見てほしいと思っています。

部活動予算についても、北九州市は全国大会等に出る子どもに、100%交通費を補助していましたが、これが半額になりました。部活動で活躍して、高校や大学に進学する、自分の力で道を切り拓く子どももいます。お金の面で心配することがないようにしてほしいと思います。

北九州市は非常にスポーツが強い街です。私の生まれは新宮町ですが、北九州市に来て、柔道やバスケ、野球も強いと感じました。それは、こういった子どもたちを応援してきたからこそ、スポーツ先進都市になっているのだと思います。いろいろなプロスポーツを北九州市に誘致できているのは、アマチュアのスポーツという土台があるからだと思います。

ぜひ現場に行って、生の声を聴いてほしいと要望します。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月5日

【質問件名】自転車通学生徒のヘルメット着用について

【質問者】泉 日出夫 議員（ハートフル北九州）

■泉 日出夫 議員

道路交通法の改正によって、2023年昨年4月1日から年齢を問わずすべての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化され1年半が経過をしました。自転車を運転する人はもちろんのこと、自分が運転する自転車に他人を乗せるとき、同乗者にもヘルメットを着用させるよう努めなければならないとされました。改正前も、児童や幼児を自転車に乗せるときのヘルメットの着用努力義務はありましたが、改正によって、児童や幼児を自分の自転車に乗せるときだけでなく、児童や幼児が自分で自転車を運転するときも保護責任者はヘルメットを着用させるように努力義務が規定をされています。

ヘルメットの着用が努力義務化されたのは、自転車事故によるケガや死亡といった被害を軽減することが目的です。福岡県警によると、平成30年から令和4年までの5年間で、自転車事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットを着用していない場合、着用時に比べて自転車事故における致死率が約4倍に高まります。このことから、自転車用ヘルメットを正しく着用することの重要性がわかります。そこで、2点お尋ねします。

1点目に、本市における中学校での自転車通学でのヘルメット着用率についてお聞きします。また、着用率を上げる対策をどのように行っているのかお聞きします。

■田島 裕美 教育長

北九州市立の中学校におきましては、通学区域の広い中学校8校で、許可制による自転車通学を認めており、令和6年度は、662名が学校長の許可のもと自転車通学をしています。

自転車通学を認める学校では、道路交通法などの関係法令に加えて、ヘルメット着用が自転車通学の「許可要件」であることなどを示した「自転車通学のきまり」を定めています。

そのため、自転車通学生徒は全員ヘルメットを着用しています。

着用率を上げる対策といたしましては、登下校時に教職員等が、自転車を利用する全生徒のヘルメット着用を確認して、ヘルメット未着用の生徒には指導をするなど着用の徹底を図っております。

また、安全教育といたしまして、中学校の2年生では、保健体育の「交通事故の防止」の授業で、自転車運転のルールやマナーについて学習するとともに、「自転車交通ルール検定」、通称「チャレンジ！チャリマスター」と言いますが、そ

れを受検しまして、道路交通法の改正内容等、必要な知識や判断力が定着するような取組を行っています。

自転車通学時の安全確保については、社会全体で取り組む重要な課題であると認識をしています。今後も、警察や市の関係部局と連携して、自転車に関する交通ルールやマナー向上について学ぶ機会を確保するとともに、児童生徒の安全を第一に、取組の充実を図ってまいります。

■泉 日出夫 議員

中学校100%ということでありましたけど、高校生はなかなか着用が少ないわけがありますが、是非、北九州市立高校あたりには、是非働きかけをしていただいて、モデル校になるぐらいの、福岡県警と連携して取組をしていただければということ要望をさせていただきます。

令和6年12月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年12月5日

【質問件名】 特別支援教育におけるケア・トランポリンの活用について

【質 問 者】 田中 元 議員（自民党・無所属の会）

■田中 元 議員

ケア・トランポリン運動は、インストラクターの指導の下、転倒防止用の手すりが付いた一人用の小型トランポリンを使用し、音楽やリズムに合わせて足踏みや軽い跳躍を行います。

脚や関節への負担が極めて少ないため、足腰の弱い高齢者の方々も安全に楽しむことができます。

現在、本市では、介護予防・健康づくり事業の一つとして、令和元年から福岡県の補助金を活用し、幅広い年齢層を対象としたケア・トランポリン教室を全市で開催しています。

令和5年度は、市民センター等で89教室開催して、1,682人が参加されました。

高齢者の健康づくりに大変役に立っているケア・トランポリン教室ですが、特別支援教育でも積極的に活用してはどうかと思います。

トランポリンの活用については、文部科学省が各自治体に通知している特別支援学校学習指導要領解説においても、体育科の項目の中で器械・器具を使っての遊びや運動の具体的な事例としてトランポリンの使用が記載されています。

また、すでに福岡県におきましては、令和5年度4月より福岡県立の小学部を有する特別支援学校16校、令和6年度は17校において、障がいのある児童の体力向上及び健康保持増進を目指して、8月、3月を除く月1回、専門のインストラクターが出向いてケア・トランポリン教室を実施しています。

令和5年度は合計144回の教室が開催され、延べ参加児童数は1,650人とのことです。

一方、本市の特別支援学校においては、トランポリンは所持されていますが、たまに使う程度とお聞きしています。これは教師の数が足りないのも原因の一つだと思います。

ケア・トランポリン教室を行う場合、インストラクター1人に参加者10人程度の体制をとることができます。子どもたちの健康および体力増進を図るためにも、教師の負担軽減のためにも、予算をかけてやるべきだと思います。

そこで本市における特別支援教育において、インストラクターを配置したケア・トランポリン教室を開催してはと考えますが、見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

特別支援学校の体育科では、学習指導要領において、器械・器具を使って運動に楽しく取り組み、支持やぶら下がり、手足での移動、回転など、いろいろな動きを経験することが大切であると示されており、その中で、トランポリンを使った遊びや運動が例示をされています。

そのために、北九州市の特別支援学校では、小学部の児童を中心に、体育科や自立活動の授業、また、休み時間等でトランポリンを活用しています。

その目的は、感覚統合によりまず認知機能の向上、また、体幹強化や姿勢保持などの身体機能の向上、さらに、心理的安定を図ることなどです。

議員ご案内のケア・トランポリン運動は、高齢者をはじめ、幅広い年齢層の介護予防や健康増進のために活用されていると認識をしています。

一方で、特別支援学校では、多様な障害や特性のある子どもに対しまして個々に応じた運動が必要であるために、使用する器具やその特徴、指導の仕方などについては、安全性や学びの有効性をより慎重に確認する必要があります。

このために、ケア・トランポリンをすでに導入している福岡県と連携して、授業での活用状況を実地に見学するなど、実施方法や安全性、その成果などの情報を収集し、特別支援学校での導入の有効性の有無等について検証してまいりたいと考えています。

■田中 元 議員

今、義務教育の生徒・児童というのは、この10年間で1割減ってきています。しかし、特別支援学級に通う子どもたちは2倍近く増えているのが、現実。日本全体として。

北九州も特別じゃないと思いますが、県もその危機感を持って令和5年度から実施していますので、北九州でできない訳がないと思い、質問をさせていただきました。

ぜひとも県の状況をしっかり判断していただき、実施に向けて努力していただきたいと思っています。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】 令和6年12月6日

【質問件名】 学習以外の有効なタブレットの活用について

【質疑者】 三宅 まゆみ 議員（ハートフル北九州）

■三宅 まゆみ 議員

本市では、子どもたちの教育環境の充実を図るため、令和2年末までに児童生徒に1人1台のタブレットが整備されています。様々な授業に活用され、令和4年度からは不登校対策として未来へのとびらオンライン授業の配信をするなど、その活用は広がっており、今後も更なる活用が期待されます。

そこで、タブレットを学習以外の面でも有効に活用する観点から伺います。

昨今は、認知能力も大切ですが、非認知能力が重要であると言われていています。非認知能力、いわゆる学力検査などで測定される認知能力、IQなど学力以外の、自己制御力、忍耐力、共感力、協調性、自己肯定感など人間的・社会的なスキルは、児童生徒の将来的な幸福や成功について重要な役割を果たすとされています。

非認知能力の育成は、知識や技能だけでなく、子どもたちが充実した人生を送るための土台を築く重要な教育要素です。最近では、このような非認知能力を知るためのプログラムができています。

そこで、教育委員会として非認知能力を知るためのプログラムをタブレットでチェックでき、児童生徒本人や保護者がその子の状況を把握し、能力を高める取組が家庭でも行うことができる仕組みを作ってはいかががでしょうか。現在、モデル的に実施している放課後エデュテイメント事業の現状の成果を踏まえ、見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

令和6年8月に策定した「北九州市こどもまんなか教育プラン」におきまして、生きる力・人間力・社会情動的スキルなどの非認知能力を高められる環境を、学校の内外で提供することとしています。

教育委員会では、平日の放課後に多様な体験を提供して、子どもたちの「生きる力」を育むことを目的とした「放課後エデュテイメント事業」を小学校の6校で実施をしています。

議員ご提案のタブレットによる調査ではありませんが、今年度、モデル校1校において、児童の粘り強さや知的好奇心などを問う紙ベースでの調査を実施をしています。

事業参加前と後との2つのデータを比較することで児童の変容を捉えることを目指しており、結果は年度末に判明する見込みです。この調査によって、子

もの「生きる力」が視覚化されて、一定の事業効果の把握に役立つことを期待しているところです。

非認知能力の把握ですが、A Iの発展によって、数値化することが難しかった非認知能力や潜在的な意識などをタブレットで可視化でき、家庭でも活用できるプログラムが開発されていることは承知はしています。

一方で、I C T関係の技術は日進月歩で進化するために、今後、より効果的なツールが開発されることも考えられます。

そのため、こうしたプログラムを活用した、非認知能力を高める仕組みづくりについては、国や他都市の動向を収集しながら、研究してまいりたいと考えています。

令和6年12月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年12月6日

【質問件名】 学習以外の有効なタブレットの活用について（自殺予防アプリ導入）

【質 問 者】 三宅 まゆみ 議員（ハートフル北九州）

■三宅 まゆみ 議員

大変残念なことです。全国における小中高生の自殺者は近年増加傾向が続ぎ、令和4年では514人と過去最多となっています。大切な子どもたちの命を救うためにも自殺予防教育は重要です。本市でも小学6年生と中学2年生を中心にしっかり取り組んでいると伺っていますが、子どもたちの状況は常に変化しており、ちょっとしたことがきっかけで悲しいことに死を選んでしまうこともあるように思います。

最近では、子どもたちの見過ごされがちな自殺率が高い精神不調の状態を可視化し、自殺予防につなげるためのアプリがあるようで、福岡県議会でもこの問題について提案がなされています。そこで、本市においても1人1台タブレットが整備されている環境を活かして、このようなアプリの導入を検討してはいかがでしょうかと思っておりますが、見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

北九州市では、これまで小学校6年生と中学校の2年生を対象とした「自殺予防教育」やスクールカウンセラーによる「小学校5年生の全員面接」の実施を通じて、児童生徒が「こころのピンチをしのぐ力」、すなわちレジリエンスを身に付けるとともに、心の危機に気づいた際には、身近な大人にSOSを発することができる環境づくりに取り組んでまいりました。

また、「北九州市SNS悩み相談」を開設して、時間や場所を問わず相談できる環境を整えることで、悩みや困難を抱える児童生徒に寄り添った対応をしてきたところです。

議員ご提案の自殺防止のためのアプリケーションは、見過ごされがちな自殺リスクや精神不調の状態を可視化するものであり、国からの通知でも早期発見・早期支援につながる有効な方策の一つであると示されています。

一方で、アプリケーションの導入にあたり、使用端末のOSとアプリケーションとの適合性だとか運用費用の課題もあります。

北九州市では、現在、心の状況を把握する手段といたしまして、児童生徒が晴れや雨など、その日の心の状況を選んで毎日記録するツールである、「心の健康観察」を使った実証事業を予定しています。

この「心の健康観察」は、児童生徒の言動や教職員の目ではわからない小さなSOSを把握して、早期支援につなげる有効な手段になると考えているところです。

今後も、これまでの自殺予防教育の取組を継続していくとともに、実証事業の検証結果や他都市の状況を参考に、児童生徒の心身の状況把握に有効な方策について研究を進めてまいりたいと考えています。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月6日

【質問件名】子ども読書活動の成果と課題、また条例の見直しの必要性について

【質問者】世良 俊明 議員（ハートフル北九州）

■世良 俊明 議員

平成27年6月議会では、議員提案条例として当時の教育水道委員会から提案された「北九州市子ども読書活動推進条例」が全会一致で可決されました。

同条例は、子どもの読書活動に特化した全国初の条例であり、また理念条例ではなく、子ども図書館の建設や学校図書館支援センターの設置など具体的な事業と予算を伴う本格的政策条例として制定されました。本条例の制定と事業の具体化に積極的な議論と作業を精力的に行って全会一致の議決を実現された関係議員各位に、当時の発案者の一人として、改めて心より敬意と感謝を申し上げます。

その後、条例に盛り込まれた内容は、平成28年度からスタートした第3次子ども読書プラン、令和3年度からの第4次子ども読書プランに反映され着実に取り組みが進んだほか、平成30年にオープンした子ども図書館も6年目に入り、学校や地域全体の子ども読書活動のセンター、司令塔として重要な役割を果たしています。

そこでお尋ねします。

子ども読書活動推進条例制定後、二次にわたる子ども読書プラン等に反映され取り組まれてきた本市の子ども読書活動の成果と課題について、教育長はどのように総括をされているのでしょうか。また、同条例では、子ども読書プランを始めとした諸活動について、必要な条例の見直しについて5年を超えない期間ごとに評価・検討することとなっていますが、同条例の見直しの必要性について教育委員会のご見解をお伺いします。

■田島 裕美 教育長

平成27年6月に制定をいたしました「北九州市子ども読書活動推進条例」に基づきまして、第3次、第4次子ども読書活動推進計画を策定して、子どもの読書環境は大きく向上いたしました。

具体的に申し上げますと、平成30年には、子ども図書館を開館し、学校図書館、地区図書館の三位一体で取り組む体制を整備。学校図書館職員を順次増員し、令和2年度には全中学校区と特別支援学校に配置。児童生徒一人一台端末の整備とともに、子ども電子図書館を開設、秋の読書週間に合わせて、北九州市独自の子ども読書の日を新設。などといった取組を進め、子どもが楽しく自主的に読書に親しむことができる環境が整いました。

子ども図書館がけん引しながらこれらの取組を実施しました結果、「読書好きな子どもの割合」と、普段読書を全くしない児童生徒の割合、いわゆる「不読率」と言われますが、これは小・中学校ともに全国平均よりも良好な状況で推移をしています。

一方で、今後図書館に求められる役割は多様化しているため、子どもの主体的な学びの支援や、子どもが安心して過ごせる「居場所」づくりなどといった具体的な取組を、こどもまんなか教育プランや現在策定中の図書館基本計画にも盛り込んでいます。

これらの計画を踏まえて、来年度には、次期子ども読書活動推進計画の策定に着手することとしています。策定にあたりましては、子ども読書活動推進会議を開催して、これまでの事業の進捗状況や今後の方向性を確認するとともに、議員お尋ねの条例の見直しの必要性も検討していただく予定としています。

今後とも、「子ども読書活動推進条例」に掲げます「読書好きな子ども日本一」の実現を目指してまいります。

■世良 俊明 議員

子ども読書活動推進についての答弁で、取組の成果があがっていることを示していただきました。そして来年度は次期子ども読書活動推進計画の策定期間にあたり、条例の見直しの必要性についても、子ども読書活動推進会議で検討していただくということでした。どうぞよろしくお願いいたします。

実は私はここで、来年からも引き続き議会に在籍されるだろう市議会議員の皆様にも、お願いしておきたいことがあります。

議員条例として市議会の全会一致で制定した子ども読書活動推進条例の制定当時、議論していた私たちは、子ども読書活動の理想形のような姿が実はありました。例えば私たちは、学校司書・図書館職員は、すべての小・中学校、特別支援学校に配置を希望していたのですが、条例では配置に努めるということにしました。また、特別支援学校との読書活動の格差を生じさせないということでもありますとか、あるいは付属機関たる推進会議には、市議会議員の参加もあっていいのではないかとありますとか、あるいは図書のデータのDX化や、本を配送する物流機能の強化などを検討していたのです。

しかし、時間の制約と当時の教育委員会との協議の段階等もあって、現条例の形で決着をいたしました。つまり、議決した条例は、到達点ではなく、通過点であるとの認識でありました。そこで、来年度以降、次期推進会議において、条例改正の必要性が検討される際、条例を議員条例として議決した市議会側としても、子ども読書活動の到達水準を検証しつつ、条例の見直しの必要がないのか、必要であれば、見直しの定義も含めて、議論をぜひいただきたいのです。

本議会には、議員条例案として、こども基本条例案が提案されています。こどもの権利に関わる事項やこどもを取り巻く状況について、後日、同様に条例を提案し、議決した市議会議員側のフォローアップの取組が求められると考えます。議員条例制定後の市議会側のフォローアップのあり方について、ぜひ来年度以

降、ご議論いただきたいと思います。これは私の遺言みたいな話になってしまいましたが、賢明なる次期の市議会議員たちに期待をしたいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月5日

【質問件名】初代門司駅関連遺構の取り扱いと門司港地域複合公共施設について

【質問者】高橋 都 議員（日本共産党）

■高橋 都 議員

質問に入る前に一言申し上げます。初代門司駅遺構について、発掘調査が終わったとして11月28日から造成工事が始まりました。毎日、門司港の現場には、心配した市民や抗議する市民が集まっています。高く、張りめぐらされた仮囲いの前で、そこに来られた方が言われました。「市長と市民の間にある高い壁のようだ」ということを言われました。遺構を壊す重機の音に胸が締め付けられるような思いです。これまで専門家との協議も持たず、議会や市民への保存詳細の決定報告も説明もなく、遺構の取り壊しを強行する本市に対して、怒りをもって強く抗議するものです。

それでは一般質問に入ります。はじめに、初代門司駅関連遺構の取り扱いについてです。2月議会で副市長は「遺構を価値づけすることによって文化財指定に繋がれば、複合公共施設建設に支障が出る。」という趣旨の答弁をし、文化財保護の手続きをとらず施設建設を優先する姿勢が浮き彫りになりました。我が党は9月議会において、国連教育科学文化機関ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議イコモスからヘリテージアラートが発出されたことを受け、「工事の一旦中断と学識経験者との協議を持つ決議」を提案しましたが、議会では合意を得られませんでした。これまで、多くの専門家や地元の市民団体からの、遺構の重要な価値や現地保存を求める声には耳を傾けることがなかった市長が、11月20日に初めて日本イコモス国内委員会副委員長と面接をしましたが、たった30分間だけでした。そして、その翌21日の記者会見で唐突に、「市民の安全安心を守り門司の遺構の記録をつなぐ『5つの方策』」を発表しました。「5つの方策」のうち遺構の一部存置は、そこが重要なところかどうかではなく、工事に影響がないところとなっており、一番重要と思われる土木技術が顕著に分かる部分は取り出し、施設の床下に戻しガラス張りにするというもの、つまり破壊するということです。あくまで施設建設優先で、専門家の意見も聞かずに、とりあえず一部残した感は否めません。そこで3点お尋ねします。

(略)

2点目に、文化財保護審議会との懇談が11月8日に行われ、参加者のほぼ全員が現地保存を求めたといいます。正式な文化財保護審議会を開催せずに、取り壊しを強行する行為は暴挙以外の何物でもありません。最後まで審議会にかけなかった理由と審議会の位置づけをどう考えているのか答弁を求めます。

3点目に、県や文化庁との協議についてです。これまで本市は県との協議を進めていると言いますが、住民による情報開示請求により、県は協議の報告文書を作成しているにもかかわらず、市にはそういった文書がないことも明らかになりました。しかも、「専門家との協議をし、現地で残せるものは残してほしい」などの県の助言にも、これまでは一切聞く耳を持っていませんでした。また、7月11日に県教育委員会と北九州市都市ブランド創造局が文化庁に対して説明を行いました。その際の報告文書について、県のものには、文化庁からのコメントとして、「有識者の意見を聞く機会を設けないのか。有識者の意見を聞き、検討の過程をオープンにしたほうが良い。自治事務なので、市の判断になるが、検討過程を見せると反応が違ってくると思う。」と記載されていますが、市のものにはそれが欠落しています。会議録を正確にとるのはあたりまえのことです。このように同席した意見交換の報告内容が違ったり、県との協議で報告書を残していなかったりするのには、市の独自判断で都合の悪いことは記録に残さないと考えているからでしょうか。併せて、文化庁や県の協議や助言には、何の効力もないと考えているのでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

まず、文化財保護審議会にかけなかった理由と審議会の位置づけをどう考えているかのお尋ねにお答えいたします。北九州市文化財保護審議会は、本市の文化財について、教育委員会の諮問に応じて調査・審議し、答申する附属機関であります。委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱することとされており、現在14名の委員が就任をしております。文化財保護審議会には、これまで文化財の市の指定に際して、教育委員会の諮問に応じて開催し、調査・審議していただいております。今回の旧門司駅関連遺構に関しましては、諮問事項でないことから、文化財保護審議会に諮問は行っておりません。

なお、審議会委員による懇談につきましては、これまでも委員に個別で意見を伺う中で、複数の委員から、他の委員との意見交換の場が欲しいとの意見をいただいておりますことから、懇談の場を持ったというものでございます。委員からは、現地保存を求めるとの意見の他に、一部現地保存や一部移築、他に今できることを探してほしいなど、様々な意見をいただいたところでございます。いただいた意見につきましては、開発部局とも情報共有してございまして、審議会の委員の皆様には、これまでと同様、今後も必要に応じ、ご意見を伺って参りたいと考えております。

続きまして、県との協議で報告書を残さないのはなぜか、また、文化庁や県の協議や助言をどう捉えているのかのお尋ねにお答えをいたします。文化財保護法では、地方自治体が埋蔵文化財包蔵地の中で土木工事等を行う場合、発掘に係る事業計画の策定にあたって、あらかじめその旨、県に通知しなければならないとされております。北九州市におきましても、この法に基づき県に事業計画を通知し、必要に応じて県と適宜協議を重ねながら事業を進めているところでございます。

これまで県からは、この事業計画に基づきまして、「発掘調査による記録保存」を求められ、北九州市としましてはこれに適切に対応しているというところでございます。ちなみに、文化財保護法では、提出された事業計画の実施に関して、埋蔵文化財の保護上、必要な勧告をすることができるかとされておりますが、旧門司駅関連遺構に係る調査・記録保存を実施するにあたり、県から法に基づき勧告される状況というのは、生じておりません。また、これまでの発掘調査の過程におきまして、県とは密に連携をしており、必要に応じて現場等でも意見交換を行わせていただいております。こうした意見を受け止めつつ、北九州市の様々な状況や事情につきましても、説明を差し上げて、その都度ご理解をいただいているものと考えております。

こうした県とのやりとりにおいて、例えば、「専門家の意見を聞いた方がいいのではないか」といった県のご意見に対しまして、文化財保護審議会の委員などの専門家への個別の意見の聴取とか、懇談の場を通じて意見を伺っております。

また、遺構につきましては、現地の全面保存から一部取出し保存まで、保存方法について様々なご意見をいただきましたが、市長、副市長はじめ、関係部署間で丁寧かつ慎重な検討を重ねた結果、「市民の安全安心が第一」との考えのもと、事業を着実に推進するため、工事に大きな影響を与えないことを前提に、一部存置を含む「門司の遺構の記憶をつなぐ5つの方策」を市長が発表したところでございます。

文部科学大臣の記者会見でも言われておりますが、遺構の保存も含めまして、埋蔵文化財行政は地方公共団体の自治事務でございます。そうした中、適宜行っている県とのやり取りにつきましては、改めて文書の作成を行っておりませんが、その都度、組織内で情報共有をしているというものでございます。

なお、これまでの経過も含めて、現状報告のため、県とともに文化庁を訪問いたしました。訪問時、文化庁の担当者の方が、埋蔵文化財行政は地方公共団体の自治事務と認識をされた上で、他都市の事例など、参考情報としてご紹介いただいたものと受け止めております。

いずれにしましても、市民の安全安心が第一という考えのもと、「複合公共施設整備は予定通り進める必要がある」という市の方針は、文化庁、県ともにご認識いただいているものと考えております。今後とも、県とは必要な連携を図り、適切に対応して参りたいと考えております。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】令和6年12月5日

【質問件名】初代門司駅関連遺構について（意見）

【質問者】森 結実子 議員（ハートフル北九州）

■森 結実子 議員

初代門司駅関連遺構について意見を述べます。今年1月25日の市長記者会見から初代門司駅関連遺構は存在の危機に瀕し、とうとう12月に入り、ほとんどが破壊されました。1月25日、市長は記者会見の中で一部移築を発表しました。しかし、この記者会見は協議書も決裁書もないものでした。誰の意見で一部移築が決まったのでしょうか。いまだに市民へも、議会へも説明はありません。その後、国の指定史跡の可能性が高いなど、有識者の発言が相次いだことを鑑み、多くの議員の賛同を得て、一部移築の予算に対する修正動議が可決され、一部移築の代わりに追加の発掘調査をすることになりました。私たちは、市民や議会への説明責任を果たした上で、今後発掘調査を行っていない部分のうち、重要と思われる箇所、遺構の存在が確認された場合には、適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うとともに、的確な記録調査を求めたものでしたが、私たちの願いは叶うことはありませんでした。

その後、3月15日に市長記者会見が行われましたが、自民・公明・ハートフルで合意が得られていないことを、合意が取れたと、事実とは違うことを会見なすり、事実ではないことがメディアに乗り、既成事実化されました。議会を無視したその様は、民主主義国家の中にある地方公共団体としては、許されるものではないと感じました。

追加の発掘調査について、有識者の声を聞くべきだとの要望は一切受け入れられず、国が示すように開発するすべての土地への発掘調査は、とうとう実施されることはありませんでした。これは、職員が事実ではない報告を議会にし続けていたことが大きな原因になったことも付け加えさせていただきます。追加発掘調査の場所を決めるときも、有識者の意見は一切聞かず、的確ではない調査箇所になったことは言うまでもありません。また、本丸でもあり、それだけでも国の指定史跡になる可能性が高かった初代門司駅舎は、民間会社の配管を通すため、調査もそこそこに、今朝、重機によって破壊されました。真っ当な行政であれば、民間企業にその重要性を説明し、配管ルートの変更もしたと思いますが、執行部の文化財に対する意識の低さが初代門司駅舎の破壊に繋がったと考えられます。

9月には世界遺産を認定するユネスコの諮問機関であるイコモスからヘリテージアラートが発出されましたが、市は完全に無視を続けました。ヘリテージアラートが出た後も一度も立ち止まることなく、現計画の複合公共施設を建てることだけに邁進した執行部の姿勢は、適切なものではなかったと私は考えてお

ります。ヘリテージアラートはこれまで日本に4回発出されています。一番はじめの出雲大社に対するものは、建物の老朽化が激しく、保つことはできませんでしたが、2回目の高輪築堤、3回目の明治神宮外苑も、要望したすべてではありませんが変更がなされています。ヘリテージアラートが出てでも無視をして破壊をしたのは、世界中を探しても紛争地域と北九州市しかないこと恥じてください。

そして、11月21日の市長記者会見では、①遺構の一部存置、②遺構の一部取出し展示、③遺構の丁寧な記録保存、④公共施設内に展示コーナーを設置、⑤子どもが学べる素材の作成が発表されました。発表前日の午後、イコモスの副委員長でもある九州大学の溝口教授と遺構の現地保存を求める市民団体の方が、別々ではありますが、市長・副市長・局長と会っています。内密にと、市民に箝口令を引いての会談だったのですが、会談が終わり、市長はメディアにぶら下がり取材をなさり、意見は聞いたが計画に変更はないとおっしゃっています。その翌日にこの発表です。何が真実なのか、何がしたいのか、理解ができないことが続きました。まさか有識者の声も市民の声も聞いたというアリバイづくりのために呼び出して懇談したのではないのでしょうか。アカデミズムを冒瀆し、市民の心を踏みにじるようなことを執行部がしたとなれば、公務員としての基本的な姿勢に欠けていると言わざるを得ません。

おまけにこの記者会見は21日の10時から行われましたが、同日9時半から行われていた代表者会議でも、一言も報告もなく、10時から行われていた教育文化委員会でも報告はありませんでした。議会を無視し、市長及び執行部がマスコミに先行して発表し、既成事実化をすることを独裁といいます。市長及び執行部はあってはいけないことをしている事実を猛省し、二度とこのような民主主義である、二元代表制を根幹から壊すようなことは厳に慎んでいただきますよう、心よりお願い申し上げます。この発表も、有識者の意見は少しも入っているものではありませんでした。SNSでは、「文化財の扱いは行政職員のみで決めるということは間違っています。通常は、文化財の専門家が役所と調整しながら、最終的な遺跡の扱いを決めます。」と、有識者が発信をしていました。市はこの間、1回も文化財保護審議会を開催せず、有識者の意見も聞かず、この遺構の文化的価値をゼロに近いところまで毀損しました。愚かな蛮行であったと私は考えております。

市民団体の方々には、①市長が聞く耳を持ってくれたことは評価します。②遺構の保存方法のやり方については、専門家と協議していただきたい。③会としては、複合施設の危険性、水害対策、交通動線、景観について危惧をしている。④県の指導など、民主主義のプロセスに沿って、行政の独断でやってほしくない、とおっしゃっています。30年近く、門司港レトロを行政とともに支えてきた方々です。冷静でかつ、地元のことを本当に愛し、心配している様が見られました。この市長発表は全く有識者の意見を聞いておらず不適切であり、市民の宝、国の宝、いえ世界の宝を故意に破壊した罪は大変重いと考えております。SNSでは、本

物を壊すのであれば、門司港レトロのまちではなく、門司港レトロっぽいまちになったという書き込みも見られました。

この複合公共施設建設に伴う遺跡発見は初めから理解ができないようなことがたくさんありました。先日、西日本新聞で記者が初めて発掘調査をしている学芸員に話しかけたところ、うつむき加減に「あまりしゃべらないように」と言われているという記事を見ました。私が経験した発掘調査現場は大変明るく、近所の方に「何が出たの?」と聞かれれば「こんなのが出ましたよ」と説明することは頻繁にありました。何も秘密にしないし、周辺の住民とも良好な関係を築きながら調査をしていました。初代門司駅遺構は、何かこそと隠さなければならぬことがあったのでしょうか。異様な光景だったのではないかと感じました。また、様々な協議書や決裁書が一切不存在で公開されなかったことも、異常な状態であったと考えられます。行政の事業は、市民の皆様が納めてくださった尊い税金を元手にして行われるものであります。この税金が適正に使われているか、その事業は本当に必要なものであったかなど、必ず後に検証ができるように文書を残すべきなんです。本当は不存在としていた文書が存在し、それを議会に対して隠していたとしても、それは大問題です。いずれにしろ、正常な行政が行われず、この遺構は破壊されてしまったということでもあります。

現計画の公共施設を絶対建てるということに、何も疑問を持たず、何があろうと建設に邁進する姿は適切ではないと感じております。副市長自ら「ここに公共施設を建てることには遺構の価値づけをすることはできない」旨の発言を本会議でされていましたが、まさに文化財保護法に対する遵法精神などかけられない発言でした。私たち地方公共団体が遺跡に出会ったときは、適切な価値判断をし、それを保存し活用しなければならないのです。文化財の保護や保存研究をなさっている方々の間では、北九州市の文化財保護行政が最悪だという評判が立っています。文化財保護行政における我がまちの評判を貶めたことを大いに反省をしていただきたいと思っております。

発掘調査は尋常じゃないくらいその範囲を少なくして、ここでも遵法精神を感じることはできませんでした。破壊した遺構の下にはまだ明治期よりも古い時代の物が眠っていたのかもしれないのに、そこも調査されず葬ってしまいました。これは文化財保護法に抵触すると思われる重大な過失であると考えられます。

現計画の複合公共施設については、公式の場で申し上げたことはありませんでしたが、10年前の計画のままの建物が本当に必要だったのででしょうか。スマラク区役所サービスプロジェクトでは、令和7年度、来年度には役所への来庁者を50%削減するという目標を掲げています。ならば、10年前に考えていた区役所の広さは必要なくなります。加えて建設場所は高潮浸水想定地域です。市民の安心安全のために急いで建てるという答弁がいかにか詭弁であるか、すぐに分かることであります。この事業は公共施設マネジメントのモデルプロジェクトと言われていますが、駐車場等の床面まで入れると、計画前よりも所有床面積が増えてしまいます。本当にこれが公共施設マネジメントに即した計画と言える

のでしょうか。また、遺構出土後には事業評価もしていません。大きな予算が必要な事業こそ慎重に進めるべきです。また、建設後も10年から15年毎に、大規模改修が必要となります。毎回30億円以上かかるのではとの見込みもあり、この先、人口が減り、税金収入が減る見込みの本市にとっては重い負担になることなど、簡単に分かるはずなのに摩訶不思議であります。2040年には、門司区の住民は6万人台になる見込みであります。「財政破綻寸前のまち」と市民の不安を煽って当選した市長と、無い袖は振れないと、市民に不便を強要した行政が150億円もかけて複合公共施設を建てるのが本末転倒だと思っております。しかしながら、複合公共施設を建てるなどは少しも考えておりません。30年後、50年後にも責任が持てる公共施設を建てることを望んでおり、遺構との共存も可能であったのに、現計画で進み続けたことを問題視しております。また、複合公共施設の入札は不調になりました。杭だけでも打つという補正予算案が出ておりますが、複合公共施設の建設費の大まかな金額も提示されていない状態で、杭を打ったのだから、何が何でも現計画でと青天井で予算を計上されては未来に責任が持てません。建設の見込みのない建物の杭だけ打つなど、合理性のない行為です。遺構が出てから、誰もが参加できる市民説明会が開催されたのはたったの1回でした。それも時間のほとんどを公共施設建設の重要性の説明が大半を占めていました。いまだに世界遺産級の遺跡が門司港駅のそばにあったことをご存じない市民もたくさんいると思います。この遺跡の確かな価値や、どのようなものが出土したかも、一度も市政だよりに掲載がなかったことも適切ではありませんでした。

北九州市に国の指定文化財となった埋蔵文化財がないことは、結婚して北九州に来てからずっと不思議なことでした。これまでも、初代門司駅関連遺構と同じように、遺構を保存し、活用するべきであるということをきちんと理解していない行政が続いていたのでしょうか。もう二度とこのような愚かな判断をしてはなりません。今生きている私たちが、世界遺産級の遺跡に本市で出会うことはもうないとは思いますが、文化財保護行政は地方の自治事務とは言いますが、文化財は行政が勝手に破壊していいものではありません。法律や条例を守り、価値づけをして、適切な対応をすべきなのです。

今回の初代門司駅関連遺構は大変悲劇的な遺構でした。大変良好な状態で出土したにもかかわらず、するべき発掘調査もしてもらえず、有識者の意見も聞いてもらえず、文化財的価値をゼロにされ、結局は無残に破壊されたことに、私は強く遺憾の意を表します。今回出土した遺構により、北九州市の文化財行政がいかにずさんなものであるかということが露呈いたしました。私たちは二度とこの過ちを犯さぬよう、法律や条例の抜け穴を正していかなければなりません。文化財保護行政は、以前は首長部局から独立した教育委員会が権限を持ち、独立性、中立性が保たれていました。2018年の文化財保護法の改正により、本市は勝手な解釈で補助執行しかできない市長部局がすべての文化財保護行政を担っています。文化財保護法を改めるべきと、説得力のある最悪な事案でした。初代門

司駅の悲劇を忘れないように、破損、破壊が始まった11月28日を北九州市文化財保護の日と制定していただきたいことを希望し、終わりいたします。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】 令和6年12月6日

【質問件名】 公文書の作成と開示について

【質問者】 藤沢 加代 議員（日本共産党）

■藤沢 加代 議員

政策の意思決定過程の検証をするために、公文書の作成と開示は大変重要です。この間、本市の姿勢が問われて世界から注目を集めていると言っても過言ではない、初代門司駅遺構の保存問題をめぐり、公文書の在り方が1つの焦点となっています。本年7月11日に北九州市が文化庁に出かけ「状況説明」を行った報告についての公文書が開示されました。開示請求者から提供された文書を元に4点質問します。

本市・同行した福岡県、文化庁、3者が同席した会議の記録が3者3様に開示されました。それぞれ内容は、A4、1枚の簡単なものですが、本市の文書は、市からの説明事項を除き、「説明後の文化庁の主なコメント」として3項目、120字の短いもので、「県から情報提供を受けている」「しっかりと調査されていることが分かった」などの簡単な所感のみで、市と文化庁がこれまでの経緯や今後の課題、その解決策についてどのように考えているかが全くわかりません。

一方、県の文書では、市と文化庁の主張内容がそれぞれ具体的に示され、問題の所在が明らかです。県文書は、本市の説明について、複合公共施設の代替地や設計変更は、「費用と期間の関係で、総合的な判断で設計変更を断念した」、市民への説明は、「説明会や市報を通じ、しっかりとやっていきたい」とし、また文化庁の発言については、「中世以前の遺構は、法的な保護の対象。しっかりと調査する必要がある」「有識者の意見を聞く機会を設けないのか。有識者の意見を聞き、検討の過程をオープンにしていた方がよい」としています。

文化庁文書は、「主なやりとり」として、発言者の応答が5点にわたり示され、「高輪築堤」で「JR東日本が有識者会議を設置し、発掘の仕方や遺構の取り扱いについてオープンにしながら行政と調整しながら開発を進めている」例を紹介、「参考に」と提案しています。また、文化庁文書には、本市の反省の弁が記されています。「情報をオープンにする意識が薄かったため、マスコミ等を通じて市民や有識者等の誤解を招いた。その反省を踏まえ、数ヶ月前から情報提供や情報公開を積極的に行っている」とあります。このような内容は、市の文書には記載されていません。

そこで1点目。なぜ、同じ会議の報告でありながら、本市の文書では、現在の課題や、それに対する解決策の検討内容が全くわからないのでしょうか。これでは検証ができません。市民や後世に向けて、具体的な協議内容を記した報告文書をわかりやすく作成すべきなのは当然と考えますが、答弁を求めます。

2点目。県文書の文化庁コメントにある「中世以前の遺構は法的な保護の対象。しっかりと調査する必要がある」についてはどう対応するのか、答弁を求めます。

3 点目に、文化庁文書にある、「有識者や市民の誤解を招いた」とし、「情報提供や情報公開を積極的に行っている」という本市の反省についてです。意思決定過程の透明性や説明責任を果たす決意表明とも受け取れます。その後どんな取り組みを行ったのか、あわせて市民等の誤解の原因がマスコミにあるような記述についての見解を求めます。

4 点目。教育委員会の文化財保護についての権限です。世界遺産となるべき文化財保護より複合公共施設工事着工優先の市長の姿勢に対し、都市ブランド創造局はストップをかけられません。文化財保護の権限が教育委員会から市長部局に移り、市長部局は補助執行の役目を担うことになりましたが、あくまで文化財保護の権限は教育委員会にあります。都市ブランド創造局に任せていたのでは、本市の文化財は守れません。都市ブランド創造局の前身、市民文化スポーツ局は、城野遺跡や八幡市民会館の保存を願う市民の期待を裏切りました。そして今度は初代門司駅遺構問題では世界に顔向けできない破壊へと突き進んでいることに、怒りを覚えずにはいられません。埋蔵文化財センターの八幡市民会館への移転方針もどこで決定したのか公文書は存在しません。いずれも北九州市民の財産と言うにとどまらない国民の財産です。壊してしまつては、北九州市の歴史に汚点を残すこととなります。いずれ歴史の審判が下るでしょう。都市ブランド創造局は、これまで一貫して複合公共施設工事優先、開発優先の立場で発言し続けてきました。市長の代弁者にすぎません。文化財行政を教育委員会に戻すべきです。答弁を求めます。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

最初に、文化庁への訪問時の具体的な協議内容を記した文書を作成すべきではないかという点。それから、文化庁訪問後の情報提供に関する取り組みについて、また、市民等の誤解の原因がマスコミにあるような記述についての見解についてお答えをさせていただきたいと思えます。

今年の7月、これまでの経過も含めて、現状報告のため県とともに文化庁を訪問し、これまでの状況と今後の進め方につきまして、市民説明会資料や調査所見などに基ついて説明をさせていただきました。この面会につきましては、訪問時、文化庁から「埋蔵文化財行政は自治事務である」との発言があり、また、その後の文部科学大臣の記者会見においても、「遺構の保存も含め、埋蔵文化財行政は自治事務である」と明言されていることから、情報共有を趣旨として、応じていただいたものと認識をしております。その上で、文化庁からは、埋蔵文化財の取り扱いについて、他都市の事例を参考情報としてご提供いただいたものでございます。なお、協議内容や文化庁からのコメントにつきましては、配布資料、当日配布した資料とともに、記録として残してございます。

また、市民などへの情報提供につきましては、文化庁訪問以降に、まず北九州市のホームページで掲載、情報を発信しております。市民説明会の資料でありますとか、FAQの掲載などを行っております。また、市政だより8月15日号での門司港地域複合公共施設整備事業などの紹介の記載、また、発掘調査の現地説明会の開催を2回しております。さらに、文化財保護審議会の委員による現地

視察も行っております。こうしたことを実施しまして、整備事業と合わせて、遺構の発掘調査の状況について、丁寧に説明を行ってきたところでございます。

なお、文化庁が作成されたという文書に、「市民等の誤解の原因がマスコミにあるような記述」がなされていたとのご指摘につきましては、その文章の確認ができておりませんので、真意は不明であります。いずれにせよマスコミに責があるような趣旨の発言をしたという認識はございません。

門司港地域に点在をしております公共施設の老朽化対策は待ったなしの状況でありまして、「市民の安全安心が第一」との考えの下、北九州市は、複合公共施設の整備を予定通り現地で進めるとの方針を決定いたしました。文化庁・県に対しましても、その旨を伝えておりまして、北九州市の方針については、ご認識をいただいているものと考えております。今後とも、必要な連携を図りながら、適切に対応して参りたいと考えております。

次に、文化庁の「中世以前の遺構は法的な保護の対象。調査の必要がある」との意見にどう対応するのかというお尋ねです。埋蔵文化財の発掘調査は、通常、地面の上側の新しい時代の遺構から、下側の古い時代の遺構にかけて掘り進めながら調査を行うものでございます。今回の調査におきましても、上側の昭和・大正時代の遺構を調査したのちに、下側の明治時代の遺構の調査を行っているということです。議員ご指摘の中世以前の遺構につきましては、これらの昭和・大正時代や明治時代の遺構の、さらに下層に埋まっているものでございます。

令和 5 年度の発掘調査におきましては、旧門司駅が建設される以前の地層から、中世以前の物と思われる、土器や陶磁器などの遺物が出土いたしました。これらは川や海的作用によって、周囲から流れ着いたものであると見られます。また、令和 6 年度の発掘調査におきましても、複数の箇所近代の遺構よりも下層を掘削して、遺構の有無を確認しております。また、調査の終盤では、機関車庫跡の側面を広い範囲で掘り下げて、その下層の調査も行いました。その結果、令和 6 年度の発掘調査におきましては、細かな土器の破片などの遺物が出土しましたが、中世以前の明確な遺構は確認されていないという状況でございます。

このように、旧門司駅関連遺構の発掘調査では、中世以前の遺構につきましても、しっかりと調査をし、適法適切に対応しているところでございます。

最後に、文化財行政を教育委員会に戻すべき、というお尋ねにお答えいたします。北九州市では、文化芸術の振興をまちのブランド力向上につなげるとともに、市民による文化芸術活動をより一層活性化させることを目的といたしまして、平成 24 年度から美術館の管理運営事務等とともに、文化財の保護に関する事務につきまして、「北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則」に基づきまして、都市ブランド創造局長等の職員に補助執行をさせております。都市ブランド創造局は、一般事務員に加えまして、文化財について専門的な知見を有する学芸員が在籍する専門部署を有しているということ、スポーツ、エンターテインメント等も所管しており、文化芸術の魅力を活かした多様な取り組みができる部署であるということ等から補助執行させることとしたものでございます。

一方で全国的な動きといたしまして、平成30年には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されまして、文化財保護行政は市長部局に全て委ねることができるということになりました。こうしたように、文化芸術のまちのブランド力向上に活かすという方針や、世の中の趨勢を考えますと、北九州市におきましては、文化財行政を教育委員会に戻すことは考えておりません。

■藤沢 加代 議員

いろいろお答えいただいたんですが、私はこれまで本会議で求めてきた質問、今日の最後の一般質問も同様に、市民の声に依拠したものです。投票権、交通権、そして主食の米が脅かされていることから生存権に及び、今の市民の現状は、憲法に保障された市民の基本的な権利が脅かされていると言っても過言ではないと、この間、痛感して参りました。

今日の答弁も同様です。そして、私自身の質問にも入れたんですが、昨日までの今議会の答弁で何回も聞きましたね、「待ったなしの課題」。すぐに取り組んでいただけるものとして私も「待ったなしの課題」として、今、投票権や交通権、そして農業支援、そうした課題について要望をしておきたいと思います。

そこで、質問ですが、初代門司駅遺構の保存問題に関わる公文書について、数点質問させていただきます。公文書は、民主主義の根幹を支える国民の知的共有財産とされています。北九州市の公文書は、市民の知的共有財産です。

まず、公文書の作成についてです。三者が同席した会議の記録文書が全く違うこと。県、市、文化庁の文書作成が非常に興味深いです。大本は、「公文書等の管理に関する法律」があります。官庁や自治体そこそこの作成の基準があって、自治体の裁量があることは理解します。ただし、公文書管理法の第34条に、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」とあります。本市の文書は、内容が全くわからないことを特徴としています。他の課題でもこんな作成をしているのか。市民から開示請求があったら都合が悪いので、意図的にしたのか。これでいいのか、もう一度、都市ブランド創造局に尋ねます。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

行政文書というのは、行政の正確性等確保や責任の明確化等の観点からも重要なものだと考えております。我々都市ブランド創造局におきまして、全庁的な統一見解に則りまして、例えば決裁、それから対外的な通知、契約書、あるいは復命書、そういったものも含め、文書につきまして適切に作成をしているというところがございます。個別の文書につきましては具体的な内容などについて、事業の性格に応じて様々でございますので、何をどのように記載するかというのは文書の目的に応じて、様々適切に判断をして、文書を作成しているという状況でございます。いずれにしても全庁的な統一見解を踏まえまして、文書作成については、心がけながら作成を進めているというところがございます。

■藤沢 加代 議員

大変、今、話題になっている問題でもありますし、忙しい中で作り損ねたということもあろうかと思えますけれども、文化庁との面談というのは大変重要な会議として、こういう作り方でよいのかと疑問を非常に持ちました。

さらにお尋ねしたいのですが、この文書は何年か保管しないといけませんね。廃棄基準にもどうなるかわかりませんが、しばらく局で管理しているとすれば、人事異動で担当者が変わった場合、内部でも、これでは市の立場が全く分からない。先輩の仕事を選び、市行政の一助にするという職員の仕事に支障をきたすのではないかと思います。

そこで、都市ブランド創造局長に、もう一度お尋ねしたいのですが、全庁的な統一見解には反していないのか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

先ほど答弁させていただきましたが、決裁文書でありますとか対外的な通知、あるいは復命書、契約書、こういったものも含めまして、全庁的な統一の見解で、いつも進めておりますので、その点につきましては適切に作成を進めていると考えております。

■藤沢 加代 議員

都市ブランド創造局は今、文化財保護の担当として、矢面に立たされておりますが、次に質問したいと思います。

文化庁からの提案やアドバイスについて、昨日高橋議員も文書における欠落を問題にいたしました。特にこの文書の欠落、まだ今やってる最中なので、これから作ることもできるかと思うんですが、今、都市ブランド創造局は市民文化スポーツ局から改変されたばかりです。新たな都市ブランド創造局として、公文書をどのように作成していくのか。きちんと今回の検証もして、基準を作るべきではないかと思うんですが。文書が無いとか、わからないというのは、私は駄目だと思います。私がこの文書ではわからないというのは、都市ブランド創造局長は認めますか。それとも反論していただくか、どちらでもいいです。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

反論するわけではないんですけれども、この旧門司駅の案件に関しましては、本当に毎日毎日、何度も協議をしております。メンバーが集まって会議を1日に多いときにはもう3回も4回も5回も、ということです。その都度、情報というのは共有して会議の中でまたどんどん更新されていくわけですね。そうした中で情報共有を図りながら、日々やっているということです。それを1つ1つその都度議事録を作って、ということにはしてないのが現状でございます。

また、この事務に関しましては、自治事務ということで我々が主体となって、一生懸命やるべきものでありますけれども、今回、文化庁にお忙しい中時間を割

いていただいて、状況報告の機会をいただいたということです。今回の訪問につきましては現状の報告、情報共有のために報告申し上げたということでございます。これは日頃、県ともずっといろいろな意見交換させていただいておりますけれども、同様のものだと考えております。当日は我々の現状の説明をしっかりとさせていただいて、終了後にいろいろ参考として他都市の情報もご紹介いただいたところです。現場に担当職員もおり、情報共有がしっかりできていたということです。そのあと、それらの模様を先ほどの全庁的なものに照らして、1つの文章としてまとめて資料を添付して残している、というのが現状でございます。

■藤沢 加代 議員

結局何が何だかわからないんですけれども、この三者三様の文書の中で、北九州市が作った文書は中身がわからない、問題の所在、それから解決策、それぞれがどう言ったかが全くわからない。これについては認めますか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

先ほど全庁的な通知のお話が総務市民局からあったと思いますけれども、1つずつの会話ではなくて、全体像を示した書面にしているつもりでございます。全庁的な流れに沿って作った文書だと考えています。

■藤沢 加代 議員

議事録の中で誰がどんな発言をしたかというプロセスをきちんと表示しないといけないんじゃないでしょうか。文化庁の文書では、市がこう言った、それから文化庁としてはこういう提案をしたということが、短いながらも具体的に書かれています。そういうことがわからないで情報共有したって何ですかと言いたいです。これは今まだ真っ最中のことなんだから、今、不十分だというふうに指摘しておきたいと思います。これからでもきちんと、メモや記録はあるかと思うんですよ。今、簡単に録音もできますから、そういうのも持たれていると思います。そういうのを整理して、これからでも作成すべきと考えますが、都市ブランド、都市戦略、総務市民局長でも、どなたでもいいのでお答えいただきたい。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

先ほどご説明したことと繰り返しになるんですけれども、日々いろいろ協議をやるわけです。朝、情報共有したことも、新しい情報が夕方であれば、そこでまた協議になると。そういうことを一日に何度も繰り返していくわけですね。その会議を、また一番最初に戻って起こしてという作業をその都度やるということは、我々は今やっていないし、今後もなかなかできないというふうに思っています。

■藤沢 加代 議員

毎日毎日の会議を整理するのは本当に大変だと思います。だから抜けるところもあろうかと思いますが、まだこれは経過、物事が解決していない段階のものとして、例えば市民が開示請求しても、これは条例に基づいて開示できないというふうな黒塗りで出てきますよ。だから、そういうこともありますので、一定の期間が必要だということは十分にわかります。だから、ちゃんと一定の期間をおいて、今回のことを特に問題になっているわけだから、どうしていくのかという、意思表示、決意表明も伺いたいと思います。教育委員会に戻すつもりがないんだから、市長部局、どこでもいいので答えてください。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

今のご発言は文書全体のことになるかなと。従って、全体についてはなかなか難しいんですけども、我々の局だけを考えると、先ほどの状況ですので、この状況の中での取り組みで、できる限りのことはしたいと思います。ただ、議事録というのは、なかなか今のところは難しいというふうに考えております。

■藤沢 加代 議員

この案件はまだ途中だから開示できないと言って、どんどん開示が黒塗りで出てきますけれども、私も一市民として、これから開示請求したいと思います。

令和6年12月 本会議 議事録

【年月日】 令和6年12月6日

【質問件名】 これまでの市政を振り返って

【質問者】 世良 俊明 議員（ハートフル北九州）

■世良 俊明 議員

武内市長は、先日、北九州市立文学館において、本市ゆかりの作家・町田そのこさんと対談をなされ、その内容を、前後編二回の映像として、去る11月29日より市公式YouTube「すしプレス」で配信されています。

私も楽しく拝見いたしました。その中で市長は冒頭、「今日は、私の本当に好きな場所をご紹介します。」として、北九州市立文学館の紹介をされておりました。また、対談の中では、文学を通じた情報発信、文学のまち北九州を実現する必要性を強調されました。

もとより北九州市は、近代女性俳句の源流となった杉田久女や橋本多佳子をはじめ、森鷗外や火野葦平、林芙美子、宗左近、近年では平野啓一郎さんや本屋大賞を受賞された町田そのこさん、本年の文化勲章を受章された詩人の高橋睦郎さんなど、豊饒な文学風土に恵まれており、こうした方々の素晴らしい業績を展示し、市内外に広く情報発信する市立文学館の果たす役割は大変重要であると思っております。

末吉市長時代の文芸資料館構想から市立文学館の開館・リニューアルに至るまで、市議会でも大いに議論を交わしつつ、その活動を見守ってきた私としても、文学館を愛し、文学のまちづくりを進めたいと表明された武内市長の姿勢に大いに共感し賛同するものです。

そこでお尋ねします。市長が大好きな場所とおっしゃる北九州市立文学館の役割をどのように考え、今後、市内外への情報発信の強化など、その取り組みの拡充についてどうお考えか、見解を伺います。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

文学館は、北九州市ゆかりの文学者の顕彰と本市の豊かな文芸土壌を未来へつなぐことを目的に、平成18年に開館し、文学の普及、啓発に取り組んでまいりました。

令和2年には、森鷗外や火野葦平など著名な文学者に焦点を当てた展示に加え、リリー・フランキーさんや町田そのこさんなど「今、活躍する作家コーナー」の新設や、映像やタブレット端末を活用した展示の工夫など、大幅なリニューアルを行い、館の魅力向上を図ってまいりました。

こうした常設展示と併せまして、北九州市ゆかりの文学者や文学の歴史などテーマを定めて紹介する企画展や、子どもやファミリー向けの展覧会も開催し、開館以来30万人を超える来館者を迎えているところでございます。

また、独自に実施している子どもノンフィクション文学賞では、小中学生が文章に親しむ機会を広く提供しているというところでございます。さらに林芙美子文学賞では、受賞者から芥川賞作家が2人誕生するなど、若手作家の登竜門として、文学界での知名度が高まってきているという状況でございます。

今後は、これまでの取組に加え、文学賞受賞者による講演会や、また音楽や映画などをテーマとした催しなども開催することで、間口を広げ、若い世代やこれまで文学に関心が薄かった層の来館を促していきたいと考えています。

また、松本清張記念館や図書館などの周辺施設との連携を深めまして、勝山公園一帯で文化に親しめるという面的な魅力向上を図っていくことで、利用者の裾野を広げていきたいと考えています。

今後も、多くの文学者を輩出してきた「文学の街・北九州」の拠点といたしまして、次世代を担う子どもたちを始め、多くの方に文学の魅力を伝えていく役割を果たしていきたいと考えております。

■世良 俊明 議員

さて個別課題として文学館のご答弁いただきました。これまでの実績を踏まえて、今後さらに間口を広げて、さらに若い世代の来館を促していくということでありました。大変ありがたい答弁だと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

文学館のような公共施設の行政評価を行う場合に、往々にして運営経費がいくらで、入場者が何人かという機械的な評価をする傾向があるかと思えます。文学館独自でもこれまでもリニューアルをはじめとして様々な努力をされてきたことを私は評価するものでありますけれども、博物館法上の登録施設であることを考えれば、もともとそれほど儲かるという類の施設ではありません。

しかし、その情報発信力から見ると、市長が対談された町田そのこさんは、本屋大賞の受賞者でありますし、町田さんは「文学館はインスピレーションを得られる場所だ」ということで、大変大いに宣伝をしてくれたと思います。

また、先ほど答弁もありましたけれども、文学館が主管している林芙美子文学賞からは、わずか10年ですでに2人の芥川賞作家を生み出しています。そのうち、今年受賞された朝比奈秋さんは、「私は林芙美子文学賞に育てられた」とまで語っていただいています。新聞各紙で取り上げられた文学館関係の記事なども考えれば、その経済効果という波及効果も決して小さいものではないと思います。施設の存立意義について単純機械的に評価するのではなくてその情報発信力、影響力なども十分に考慮に入れていかなければ、懸命に努力している関係者の、熱意に水を差す結果にもなりかねないと思います。

ともすれば予算を削れと言われて、どうしても、どうしようどうしようと頭を抱えている現場も多いとお聞きをしていますけれども、市立文学館関係者でも、林芙美子文学賞は取組みが大変だから、もうそろそろやめてしまおうかなどという声の一部が上がっているというような声をお聞きしました。

まさかこの10年間でせつかく若手作家の登竜門としての文学界では全国的な地位を確立しつつある本市ゆかりの林芙美子文学賞、これを取りやめるなどということ

は、まさか考えられておられないと思いますが、いかがでしょう。これは予算調整権者たる、武内市長にお聞きしてもいいですかね。いかがでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

ありがとうございます。林芙美子文学賞、前身が自分史文学賞ということで様々な応募で、年々応募者が増えてきて、先ほどご紹介させていただきましたが、ついには2人も芥川賞が出る、また芥川賞受賞の際に、「林芙美子文学賞が文壇デビューのきっかけだ」というようなコメントもいただくなど、発信力のそういった意味での拠点として、文学の拠点として本当に大きく成長してきたと考えております。現在まさに来年度予算の調整とかをこれから詰めていくという段階で、いわゆるこの文学賞に関する事業ということも、予算要求させていただいておりますので、まさにこれから調整を始めていくということになると思います。頑張りたいと思います。

■武内 和久 市長

そうですね。本当に林芙美子文学賞、朝比奈さんも今年芥川賞の授賞式、お邪魔したときにですね、朝比奈さんも本当にもう、この賞の素晴らしい、あるいは北九州市の文学環境のすばらしさを強調されておられてですね、本当にありがたく、また大変うれしく思いました。そうした中でこのしっかり歴史を積み重ね、また今からまた大きくなっていくという、あるいは、さらに影響力を持つすばらしい賞として、林芙美子文学賞、しっかりと育てていきたいというふうに考えております。

■世良 俊明 議員

頼もしいご答弁いただきました。ありがとうございます。先ほど局長がおっしゃったように、この林芙美子文学賞は、かつての自分史文学賞として実施されてきてきたのを発展的に継承した形でした。もともと森鷗外の名を冠する賞にしようということで探っていたところ、他都市などにも同じようなものがすでにあって、自分史文学賞という形でスタートしたというふうに言われています。

しかし、しばらくやってみると、どうしてもその応募者の年齢が高くなる、幅が狭いなどとして、短編を中心にして女性をはじめ幅広い年齢層から応募ができるようにということで、あらためて、本市ゆかりの林芙美子文学賞という形でスタートしたということになったと思います。選者が今をときめく、井上荒野さん、角田光代さん、川上未映子さんという一流の人気女性作家とあって、そのレベル、大変高いものになっていると思います。

今年の11回目の応募にも、すでに全国から530編もの応募があつて、このうち50作品が第一次選考を通過しているというふうに報道されています。新進気鋭のこれからの作家たちまさに芥川賞へ繋がる賞として高い評価を受け始めている、まさに都市ブランドそのものとなっているんだろうと思いますので、ぜひとも今後とも育てていただければというふうに、市長にもお願いしておきたいと思います。よろしくごお願い申し上げます。